



National  
Parks  
of Japan



# 国立公園における 利用者負担制度導入のための ガイドライン

2026 (令和 8) 年 3月



# 目次

|                            |           |
|----------------------------|-----------|
| はじめに                       | 3         |
| <b>第1章 利用者負担制度の概要</b>      | <b>5</b>  |
| <b>第2章 制度導入のステップと検討項目①</b> | <b>11</b> |
| 制度導入における全体フロー              | 11        |
| 各 Step 共通：関係者の巻き込み・合意形成    | 12        |
| Step1：制度導入の目的と課題の整理        | 15        |
| Step2：制度類型の選定と設計           | 19        |
| Step3：制度の試行と実施             | 33        |
| <b>第3章 制度導入のステップと検討項目②</b> | <b>39</b> |
| Step4：モニタリング・評価            | 39        |
| Step5：制度の改善・定着化            | 41        |
| <b>付録</b>                  | <b>42</b> |
| 事例一覧                       | 42        |
| 年間不足額の推計アプローチ              | 43        |
| 法定外税新設等の手続き                | 45        |
| キャッシュレス決済の導入               | 47        |
| アンケート調査の手法                 | 49        |

# はじめに

## 1. 本ガイドラインの目的と位置付け

本ガイドラインは、国立公園における利用者負担制度の導入および運用に関わる行政の担当者、地域の関係者等を対象として、制度の新規導入から、既存制度の見直し・改善まで、検討段階や地域の状況に応じて活用できる実務的な参考資料として策定しました。

近年、訪日外国人旅行者の増加や国内観光需要の回復・拡大により、国立公園の利用者数は増加傾向にあります。一方で、国立公園における施設の老朽化や維持管理費用の増大、自然環境への負荷の高まりなど、各地で共通する課題も顕在化しています。

こうした状況を背景に、入域料など、利用者負担制度の導入を検討する地域が増えていますが、公費と利用者負担の役割分担の整理、制度の法的位置づけ、支払い方法の設計などについて、地域ごとに試行錯誤が行われているのが実情です。

本ガイドラインでは、こうした背景を踏まえ、各地域における制度導入の状況や検討経緯を整理し、全国の国立公園において共通して参照できる考え方や検討の視点を整理しています。制度を導入していない地域における初期検討から、既に制度を導入している地域における制度の改善・最適化までを視野に入れ、制度設計、合意形成、価格設定、収受・決済の仕組み、用途管理の透明性確保、評価指標の設定など、実務上の主要な論点を体系的に整理しました。

本書が各地域における実践的な取組や地域間での知見共有の促進の一助となれば幸いです。



## 2. 本ガイドラインの想定読者

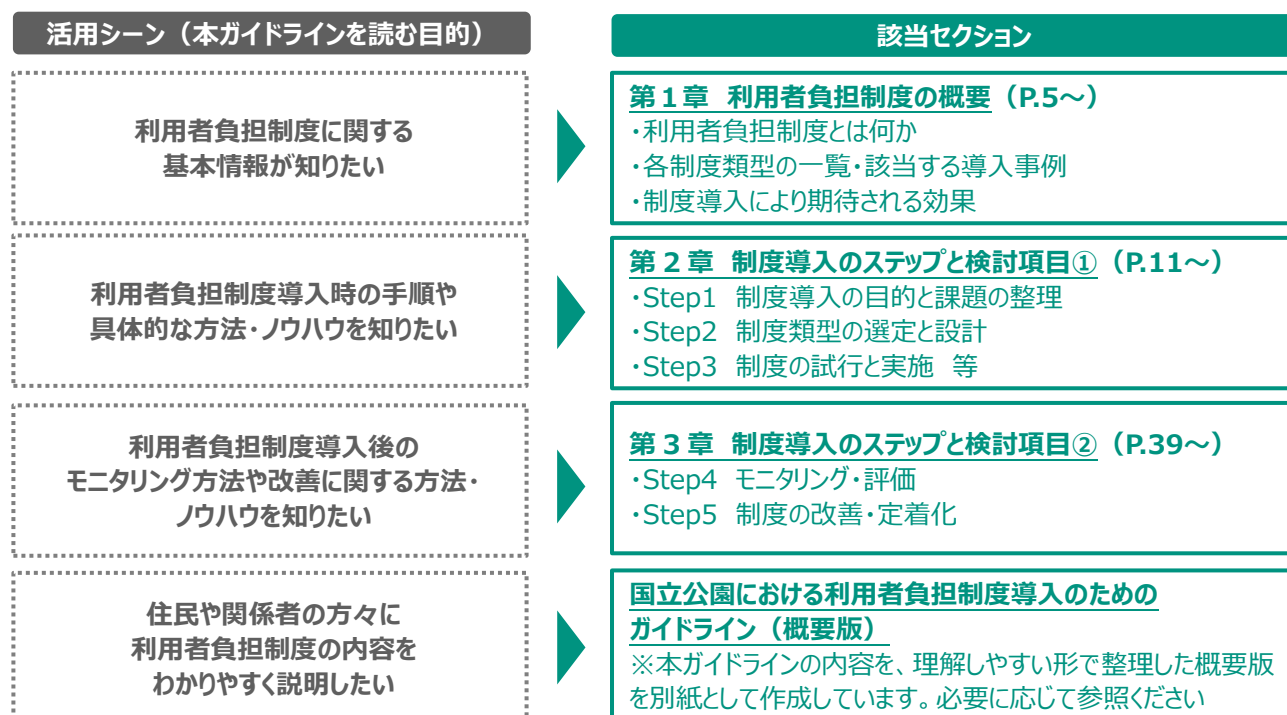
本ガイドラインは、以下のような国立公園における利用者負担制度の導入・運用に関わる幅広い関係者の方々に活用いただくことを想定しています。利用者負担制度に関する基本的な知識を共有するとともに、各地域の特性や状況に応じた取組の検討・実践に資することを目的としています。

|  |                                |  |
|--|--------------------------------|--|
| <b>制度検討主体</b><br>環境省地方事務所の職員<br>地方公共自治体の担当職員<br>その他関係団体<br>などの担当者      | <b>これから利用者負担制度を<br/>導入される方</b> | 新たに利用者負担制度を導入する際の参考資料としてご活用ください        |
|  | <b>既に利用者負担制度を導入<br/>している方</b>  | 既存制度の見直しや改善を検討する際の参考資料としてご活用ください       |
| <b>地域の関係者</b><br>観光協会、ガイド団体、<br>民間事業者、<br>自然環境保全に関心を持つ<br>研究者や NPO 法人等 | <b>制度に関わる、<br/>または影響を受ける方</b>  | 制度の趣旨や設計の基本的な考え方を理解するための参考資料としてご活用ください |

## 3. 本ガイドラインの活用方法

本資料は、国立公園における利用者負担制度の基本的な考え方から、制度設計・運用上の論点、具体的な事例までを幅広く整理しています。多様な地域の状況に対応できるよう、参考となり得る考え方を網羅的に取りまとめています。

一方で、必要となる取組や検討内容は地域ごとに異なるため、本書に記載された内容をすべて実践することを前提とするものではありません。ご自身の地域の状況や実態にあわせて、参考になりそうな部分から参照ください。



# 第1章 利用者負担制度の概要

## 1. 利用者負担制度とは何か

### 背景・必要性

日本の国立公園は、自然公園法に基づき指定する、我が国を代表する優れた自然の風景地であり、土地の所有にかかわらず地域一帯を公園として指定し、自然環境の保護とその適正な利用の増進を図る地域制の自然公園です。生物多様性の確保にも寄与しており、こうした国立公園の自然環境から得られる恩恵は、国民が広く享受していることから、公的資金を中心に、その保護管理が行われてきました。

一方で、近年は利用施設の老朽化への対応や利用者サービスの向上などの快適な利用環境の確保、二次的自然環境の維持、外来生物の防除、自然再生事業の推進、さらにはこれらを担う人材の育成など、国立公園を取り巻く課題が多様化・高度化しており、必要な管理費用等の不足が顕在化しています。こうした状況の下、国立公園の適正な保護管理を将来にわたり持続させるために、これまでの公的資金を中心とした財源に加え、新たな財源の確保に向けた検討が求められています。

このような背景の下、受益者負担の考え方にに基づき、国立公園を利用する人々にも一定の形で保護管理に参画してもらう仕組みとして、「利用者負担制度」が全国各地において導入されてきています。利用者負担制度の取組を通じて、国立公園の持続可能性の確保に加え、利用者自身に国立公園の価値や保全の重要性を理解していただくことが期待されています。

### 利用者負担制度を導入する目的

利用者負担制度を導入する主な目的は、第一に、国立公園の維持管理費用を安定的に確保することにより、自然環境の保全と適正な利用を持続的に推進すること、第二に、利用者が負担の意義や用途を知ることを通じて、自然環境保全に対する意識を高めていただくことにあります。

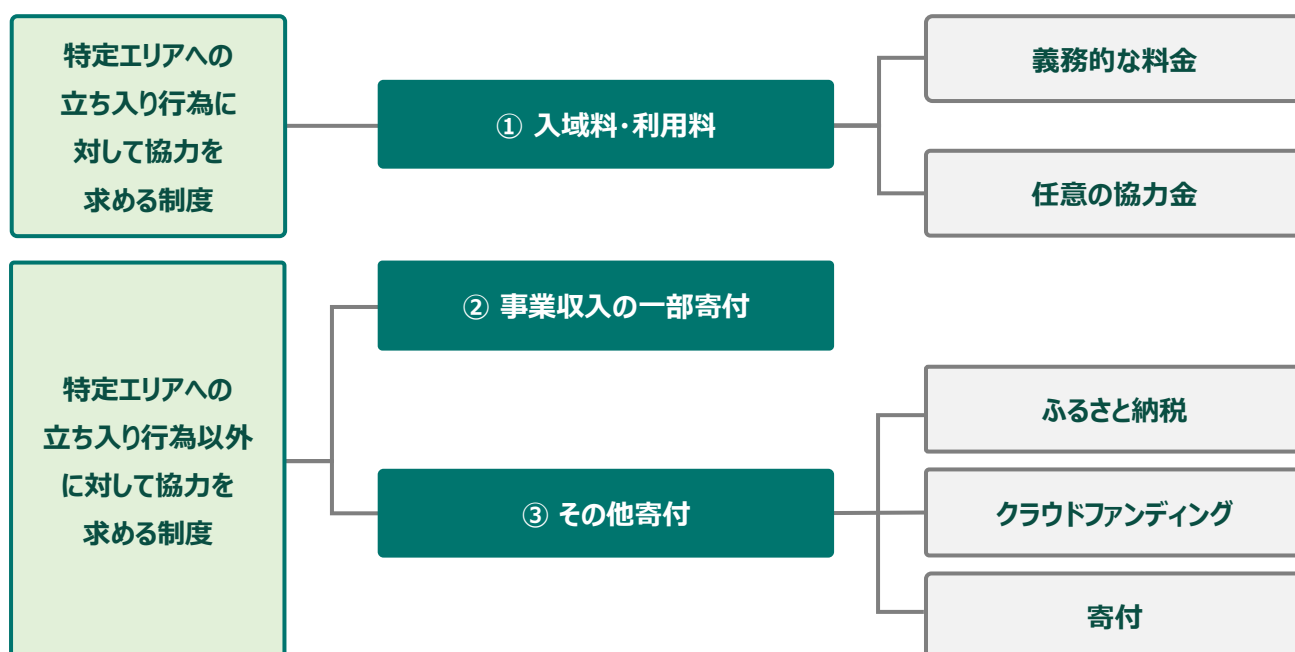
なお、利用者負担制度は、利用者数の抑制そのものを目的とするものではありません。極めて高額な負担を設定することで利用を制限することは、国立公園が提供する価値の一つである「豊かな自然に親しむこと」を阻害し、地域関係者の理解を得られない可能性が高い点にも留意が必要です。

## 2. 制度の種類・導入事例

環境省では、利用者負担制度について、便宜的に「入域料・利用料」「事業収入の一部寄付」「その他寄付」の3つの種類に分類しています。次のページ以降では各制度の導入事例を掲載していますが、全事例を網羅した詳細な情報については、環境省において事例リストを整備しています。希望に応じて提供しておりますので、必要に応じてご依頼ください。

また、各制度の特徴やメリット・デメリット、導入にあたっての留意点については、本ガイドライン第2章「制度導入のステップと検討項目①」において詳しく解説しています。

### 利用者負担制度の分類



## ① 入域料・利用料

特定エリアへの立ち入り行為に対して支払いを求める制度として「入域料・利用料」があります。

また、その強制力によって「義務的な料金」と「任意の協力金」の2つに分類されます。

### ■ 義務的な料金：

地方税法や自然公園法、自治体独自の条例等を根拠として、利用者から強制的に料金を収受する手法となります。

### ■ 任意の協力金：

料金収受に関する法的な強制力を伴わず、立ち入り者が自らの受益に対して、あくまで任意で協力を行う制度です。利用者の理解や共感に基づく協力を前提とする点が特徴です。

また、入域料と利用料には以下のような違いがあります。ただし、これらの分類はガイドライン作成のための便宜的なものであり、厳密な区分ではない点に留意が必要です。

### ■ 入域料（面）：

複数スポットを含むエリアへの立ち入り行為に対して協力を求める制度

### ■ 利用料（点）：

単一のスポットへの立ち入り行為に対して協力を求める制度

## 導入事例

### 義務的な料金

#### ▶ 富士箱根伊豆国立公園 富士山通行料（山梨県）

山梨県側においては、令和6年度より登下山道通行料の収納を開始しました。（静岡県側では令和7年度より入山料の取組を開始）  
県の条例に基づき、1人あたり4,000円を収納しています。



出典：富士登山オフィシャルサイト

#### ▶ 知床国立公園 カムイワッカ湯ノ滝のぼり

令和5年度令和5年度からカムイワッカ湯ノ滝のぼりを予約制とし、利用料を収受しています。収受額は令和8年度より、大人2,900円、小人700円です。



出典：斜里町

### 任意の協力金

#### ▶ 妙高戸隠連山国立公園 妙高山・火打山 自然環境保全協力金

収受額は任意ですが、500円または1,000円の寄付に対して返礼品としてグッズを贈呈しています。

また、民間事業者である株式会社ヤママップと連携し、オンライン事前決済を導入しています。



出典：妙高市

#### ▶ 中部山岳国立公園 北アルプストレイルプログラム

利用者参画型の登山道維持活動の一環で1口500円の協力金を収受しています。ホームページでの情報発信にも注力しています。



北アルプストレイルプログラムについて  
北アルプスの登山道と表裏にわたる  
北アルプスの登山道と表裏にわたる  
北アルプスの登山道と表裏にわたる

出典：北アルプストレイルプログラム HP

- ▶ 西表石垣国立公園 竹富島入島料  
外部資本の流入が島の伝統文化や自然環境を脅かすことを懸念した島民が、竹富町に相談したことがきっかけとなり、協力金の収受を開始しました。  
観光客より、300 円/人の協力金を収受しています。



出典：(一財)竹富島地域自然資産財団 HP

- ▶ 全国の国立公園 トイレチップ  
尾瀬、富士山、南アルプス、北アルプスなど、全国の国立公園でトイレチップが導入されています。収受金は公衆トイレの維持管理や自然環境の保全に活用されています。



出典：(公財)尾瀬保護財団 HP

## ② 事業収入の一部寄付

利用者向けに提供されるサービスの対価として料金を収受し、その一部を寄付し、環境保全等に活用する制度として、「事業収入の一部寄付」があります。この制度は、入域料・利用料のように立ち入り行為そのものに対して負担を求めるのではなく、サービス利用と一体で負担を求める点が特徴です。また、利用者がサービスの利用料と併せて支払った協力金について、事業者が取りまとめて地域や管理主体等に還元する取組も本類型に含めます。

### 導入事例

#### 現地収受とオンライン収受を併用する取組

- ▶ 阿蘇くじゅう国立公園 牧野保全料  
阿蘇くじゅう国立公園の5つの牧野にて、ガイドツアーの参加料と併せて牧野保全料を収受し、草原保全活動に還元する取組を実施しています。  
収受額は1人当たり1,000円に設定されており、収受時には、参加者に保全料を収受する旨の案内をしています。



出典：NPO 法人 ASO 田園空間博物館

- ▶ 中部山岳国立公園 稜線バタークッキー  
クッキー1枚の売上つき10円を上高地内の登山道や遊歩道の保全に活用する取組です。  
令和4年に上高地宿泊事業2施設が企画し、現在は地域内21施設とオンラインショップで販売されています。



出典：上高地観光旅館組合 HP

### ③ その他寄付

その他にも、任意の寄付制度として「ふるさと納税」「クラウドファンディング」「寄付」があり、国立公園における維持管理費や環境保全費等を広く収受する方法として有効です。

#### ■ ふるさと納税：

自治体を実施する地域振興等の事業に対し、寄付者が税控除や返礼品を受ける形で支援を行う制度となります。国立公園における環境保全に関する事業を用途として設定することも可能です。

特定の事業を目的としたものについては、「ガバメントクラウドファンディング」と呼ばれることもあります。この際、一般のクラウドファンディングと同様に、事業の目的や寄付金の用途を具体的かつ分かりやすく示すことが重要です。

#### ■ クラウドファンディング：

特定の目的やプロジェクトに対して、不特定多数の支援者から資金を募る仕組みです。

#### ■ 寄付：

受益の有無に関わらず、無償で金銭の提供を求める制度となります。

#### 導入事例

##### ふるさと納税

###### ▶ 大雪山国立公園 天人峡温泉地区再生事業

天人峡の自然資源を次世代に引き継ぐため、令和4年より廃屋の撤去や跡地整備等に関する検討会を実施しています。

東川町は事業費の一部をふるさと納税のプロジェクト（投資事業）として設定しています。



出典：ひがしかわ株主制度ふるさと納税特設サイト

##### クラウドファンディング

###### ▶ やんばる国立公園 シン保全活動構築プロジェクト「ツチカゼ」

観光庁「サステナブルな観光コンテンツ強化モデル事業」において保全体験型ナイトツアー「AKISAMIYO」を開発しました。

AKISAMIYOの参加者拡大や地域での保全活動・人材育成のため、令和6年度にクラウドファンディングを実施しました。



出典：AKISAMIYO HP

##### 寄付

###### ▶ 瀬戸内海国立公園 神戸登山プロジェクト

70を超える六甲山系・丹生山系の登山ルート全てを、行政とボランティアだけで維持管理することが難しく、企業に対して協賛を呼びかけています。

協賛企業については、返礼としてHPや案内板に社名が掲示される他、市外企業は企業版ふるさと納税として税額控除の対象となるメリットもあります。



出典：神戸市 HP

## 3. 制度導入により期待される効果・留意点

利用者負担制度の導入により期待される主な効果としては、以下の3点が挙げられます。

### ① 自然環境の保全と持続可能な利用に向けた資金の確保

国立公園においては、利用者の増加や不適切な行動により、登山道の荒廃、植生への影響、外来種の侵入・拡大などが確認されています。また、希少種保全や気候変動への対応など、新たな課題への対応も必要となっており、管理予算の不足により、利用施設の維持管理・公園の保護管理の取組が十分に行えない地域も存在します。

このような状況に対し、国、都道府県または市町村による公的資金に加え、地域を訪れる利用者から経費の一部負担を得ることで、自然環境保全活動の強化が可能となります。これにより、希少な動植物の保護、登山道の維持管理、トイレの改修、パトロールの実施、利用者への情報提供などが進み、来訪者に安全で快適な利用環境を提供できます。

さらに、これまで困難であった自然環境や利用状況に関する継続的なモニタリング調査の実施にも充てることができます。

### ② 利用者の環境保全意識の向上

利用者負担制度を導入し、その収益の使途を積極的に公表することで、利用者は自らが環境保全に協力しているという認識を持つことができます。このような情報発信は、利用者の環境保全意識を高め、持続可能な利用行動を促す効果が期待されます。

制度は単なる財源確保の手段ではなく、利用者が国立公園の保護管理に参画する仕組みである点に意義があります。

### ③ 管理の適正化と過剰利用の緩和・利用の分散

入域料・利用料については、利用者から一定の料金を収受し、適切な管理の仕組みに繋げることで、過剰利用が深刻化している地域やスポットにおいて、利用者数の抑制や分散を図る手段となり得ます。

なお、利用者負担制度の導入によって利用者数が大幅に減少する事例は確認されていませんが、料金設定に当たって国内外の利用者を問わず、利用を阻害しない水準とすることが重要です。豊かな自然に親しむ機会を不当に制限することなく、適正な利用と環境保全の両立を図ることが求められます。

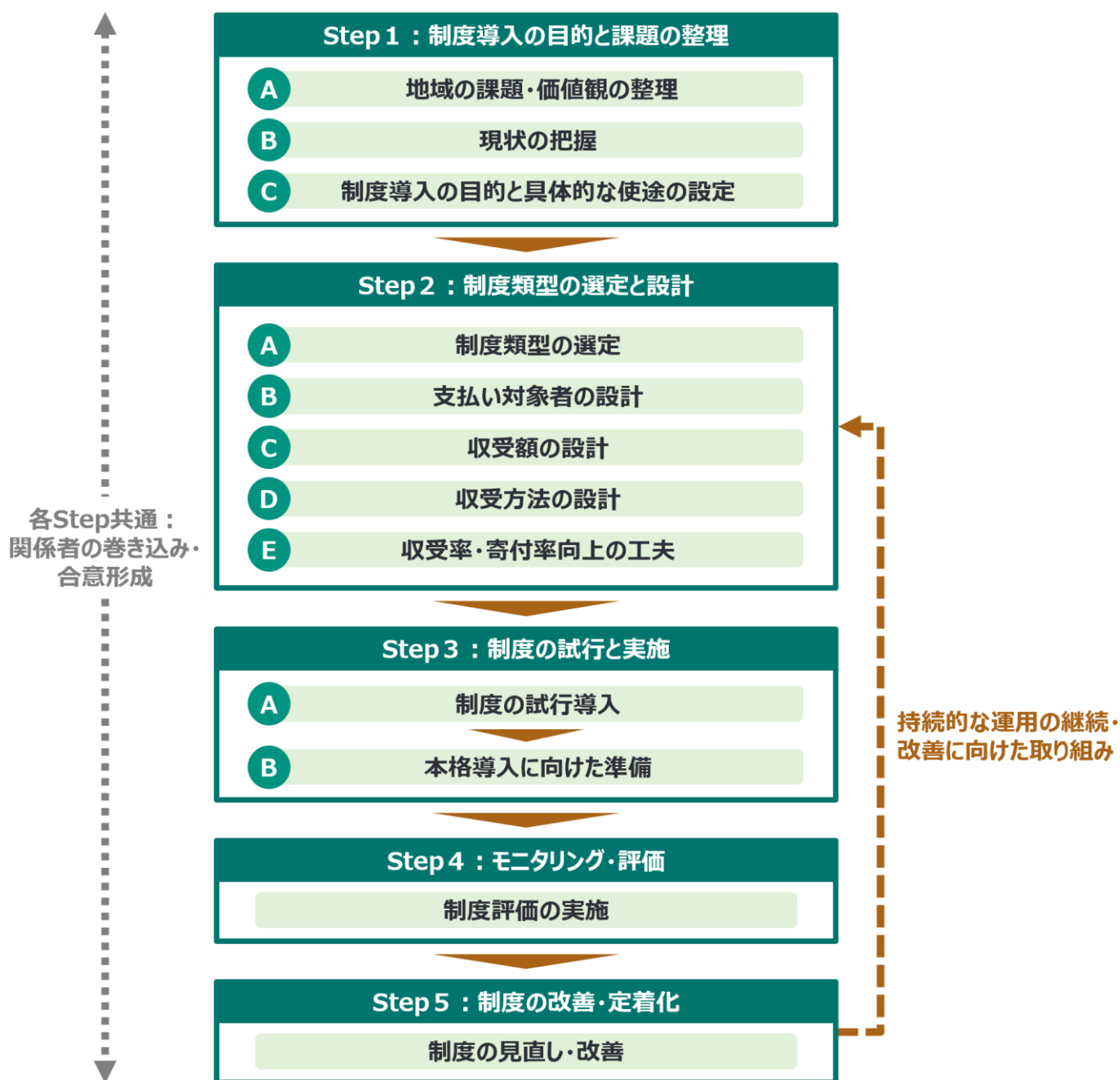
# 第2章 制度導入のステップと検討項目①

## 制度導入における全体フロー

本フローは、利用者負担制度の導入に向けた検討の全体像を整理したものです。以降のページからは、本フローに沿って各 Step の検討事項を解説していますが、示している内容はあくまで標準的な考え方となります。

地域の特性や進捗状況に応じて、検討の順序や重点的に取り組む内容などを調整しながら柔軟にご活用ください。

また、初めから完璧な制度設計を目指す必要はありません。試行的な取組や実践を重ねながら課題を整理し、必要に応じて見直しを行いながら、最終的な実施方針を段階的に固めていくことが重要です。



## 各 Step 共通：関係者の巻き込み・合意形成

制度導入の各段階において、適切な関係者の巻き込みや、関係者間での合意形成は重要な要素となります。各段階の具体的な説明に先立ち、これらの取り組みを進める上での3つのポイントおよび留意点を解説します。



### ① 関係者の巻き込み

関係者の巻き込みにおいては、初期段階から必要な関係者の関与を確保することで、制度への納得感を高めるとともに、後続の運用体制構築を円滑に進めることにつながります。

#### 巻き込むべき主体

制度の導入においては、主な推進主体により情報収集や企画検討を進めることが想定されますが、その熟度に応じ、制度設計の信頼性や受容性を確保する観点から、地方公共団体、DMO、関連事業者、地域住民など、制度の運用に直接関与する主体の参画を得ることが重要です。

また、制度の公平性・中立性を確保する観点から、外部の専門家を参画させることが望ましいです。

#### 官民の相互連携

自治体が検討主体となる場合には、収受金額向上の工夫等に民間事業者や DMO の知見を活用することも有効です。一方、「事業収入の一部寄付」など、民間事業者が検討主体となる場合は、実施主体の信頼性が収受率に影響することから、法人格を有する等、地域から一定の信頼を得られる団体が主体となることが望ましいです。

なお、関係者との連携にあたっては、環境省が平成 27 年に発行した「国立公園における協働型管理運営の推進のための手引書」も参考となります。

## ② 関係者との役割分担

制度の枠組み（支払い対象者、収受額、収受方法など）が進むにつれ、制度運営に必要な体制整備に向けて、関係者の役割と責任範囲を明確化することが重要です。

具体的には、制度の運営・改善、収受・決済、利用者への説明・広報、苦情対応、会計管理・監査などの業務区分ごとに、主体を整理することが求められます。

特に資金管理を担う主体には、高い透明性と説明責任が求められます。制度に伴うトラブル発生時に適切に対応する観点からも、関係機関からなる協議会や法人格を有する団体などが資金管理を担うことが望ましいです。

### 関係者間の役割分担（例）

| 役割               | 担当主体           |
|------------------|----------------|
| 制度の運営・改善         | 国立公園事務所        |
| 収受・決済            | 自治体（民間事業者とも連携） |
| 利用者のマナー・行動に関する課題 | 観光協会           |
| 地域住民との関係性        | 地域住民から成る協議会    |

## ③ 地域内での合意形成

制度導入にあたっては、運営主体により、自然環境の保全や観光利用に関わる幅広い関係者の意見を聴取し、地域内での合意形成を図ることが望ましいです。特に、試行導入前、本格導入前、制度見直し時など、制度内容に大きな変更が生じる局面においては、丁寧かつ段階的な合意形成を行うことが重要です。

まず、入域料などの制度の導入に際しては、対象地の土地所有者との調整が必要となります。あわせて、地域内において既に一部主体が独自に利用者負担制度等を導入している場合には、制度の重複や不整合が生じる恐れがあるため、当該主体との十分な調整を行うことが求められます。

なお、協議会を設置する場合には、各検討項目の議論に必要な主体（自治体、DMO、事業者、地域団体、保全団体など）の参画を得ることが重要です。一方、協議会を設置しない場合も、既存の会議や地域の協議の場を活用し、収受額、収受方法、資金使途など制度の根幹となる事項について、地域内で丁寧な合意形成を行うことが求められます。

### 地域内の協議事項（例）

| 制度導入段階 | 検討事項  |
|--------|---|
| 試行導入前  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 関係主体の洗い出し</li> <li>■ 既存制度との調整</li> </ul> |
| 本格導入前  | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 継続的な制度実施に向けた連携体制の構築</li> </ul>           |
| 制度見直し時 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新規に巻き込むべき主体</li> </ul>                   |

## 民間企業ヤママップと連携した取組

### ▶ 妙高戸隠国立公園 妙高山・火打山 自然環境保全協力金

妙高市では、妙高の自然観光資源の保全と活用における諸課題に総合的に対応する「生命地域妙高環境会議」を設立しています。利用者負担制度はこの取組の一つで、同会議の専門部会で議論・検討を行いながら運用しており、利用者負担制度の取組を促進するため、ヤママップとも連携をしています。

中でも、入域料収受額の増加に向けて取り組んだ「YAMAPFUNDING」（クラウドファンディング）では、特別天然記念物であるライチョウ保護のための財源確保として、目標金額の2倍以上となる100万円を超える寄付が集まりました。現在は、「YAMAP ふるさと納税」に移行し継続してライチョウ保護の支援を受けています

また、令和6年10月より、妙高市とヤママップは登山保険付き入域料の取組を開始しました。YAMAPのWebサイトまたはYAMAPアプリで申し込みを受け付け、入域料は妙高市に、保険料はヤママップに振り分けられる仕組みです。

このように、民間企業であるヤママップとの連携は、収受方法の幅を広げ、収受金額の向上に寄与しています。



出典：YAMAP Web サイト

## 広域にわたる関係者の巻き込み

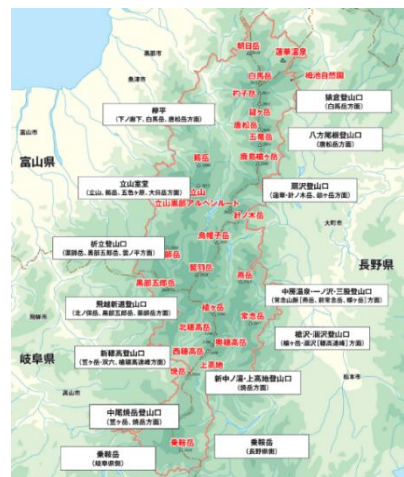
### ▶ 中部山岳国立公園 北アルプストレイルプログラム

中部山岳国立公園南部地域（上高地エリア）では、環境省 中部山岳国立公園管理事務所（上高地管理官事務所）が中心となり、制度導入に向けた検討会を計4回開催しました。検討会には、北アルプス登山道等維持連絡協議会の構成員に加え、地域内の関係者や有識者が参画し、専門的な見地から助言をいただきました。

一方で、広域にわたる国立公園全域を対象として合意形成を進めるにあたっては、地域の事情や既存の取組の違い等を踏まえた丁寧な調整が求められ、検討の過程が長期化する場面もあります。

北アルプストレイルプログラムは長野県南部地域で始まり、その後、岐阜県側・富山県側及び長野県北部地域でも導入に向けた議論が進みました。検討過程では、既存制度との関係整理や、役割分担のあり方等について多様な意見が示されましたが、先行して導入した長野県側で取組の成果を整理する過程で、「北アルプス全体で統一的に取り組む意義」が共有されました。

また、プログラムへの参画を促した主体は地域によって異なり、長野県側では地域の山岳関係者、岐阜県側では自治体を中心となるなどの特徴が見られます。このような地域性を尊重しつつ、関係者間の対話と調整を重ねることで、北アルプストレイルプログラムの取組は段階的に北アルプス全域へと展開しつつあります。



出典：北アルプストレイルプログラム HP

## Step1 : 制度導入の目的と課題の整理

### ① : 地域の課題・価値観の整理

制度導入の検討にあたっては、国立公園内で地域が直面している課題を可能な限り正確に把握することが重要です。

課題の洗い出しにあたっては、利用に直接起因するもの（利用による自然環境への影響や利用者の行動、観光の質、地域住民との関係性等）に加え、利用に直接起因しないもの（気候変動や外来種の侵入・拡大等）も含め、地域の現場で実感されている多様な視点を幅広く検討することが望ましいです。

また、現時点で顕在化している課題のみならず、将来的に発生する可能性がある潜在的なリスクも考慮する必要があります。

なお、この段階では、課題の優先順位付けを行う必要はなく、地域の実情に即した課題を漏れなく整理し、全体像を把握することが目的となります。

#### 地域の課題（例）

想定される課題や事象としては、以下のような例が考えられます。

| 観点               |   |
|------------------|---|
| 維持管理体制・財源に関する課題  | 維持管理の担い手不足、登山道や施設の維持管理費の不足、財源の不安定性、既存予算の偏在、メンテナンスの未実施 等 |
| 自然環境への影響         | 利用による踏み荒らしや希少種への干渉、植生の劣化、外来種の侵入・拡大、気候変動による生態系の変化 等      |
| 利用者のマナー・行動に関する課題 | ゴミの放置、騒音、ルール違反 等  |
| 観光の質に関する課題       | 混雑、短期滞在型の消費傾向、自然体験の希薄 等                                 |
| 地域住民との関係性        | 観光客との摩擦、生活環境への影響 等                                      |

#### 課題の整理に活用できる既存資料（例）

地域課題の洗い出しに際しては、以下のような既存資料が有効な検討材料となり得ます。

- 協議会をはじめとした既存の地域内組織における会議録・会議資料等
- その他、地域で策定する各種計画等（国立公園の管理運営計画等）

これらの資料を参照しつつ、現場の最新状況や関係者の認識を踏まえ、可能な限り業務負担を軽減しながら、課題を整理することが有効です。

## ②：現状の把握

制度導入の必要性を検討するにあたっては、前段階で整理した課題について、現在の状況を可能な限り正確に把握することが重要です。

特に、維持管理や保全活動に係る支出状況や財源の現状を把握することで、利用者負担制度によって補完すべき領域や役割を具体的に整理することができます。

あわせて、地域内における既存の利用者負担制度の有無やその内容について把握しておく必要があります。例えば、地域内の事業者等が利用者から独自に協力金等を収受している場合もあることから、こうした取組の実態についても事前に確認しておくことが望ましいです。

### 現状把握を行う際の観点（例）

現状把握を行う対象としては、以下のような観点・項目が考えられます。

| 観点               | 把握対象                               |
|------------------|------------------------------------|
| 維持管理体制・財源に関する課題  | 維持管理費の不足額の可視化、管理不十分な範囲の特定 等        |
| 自然環境への影響         | 希少動植物の生息数・分布範囲の推移、外来種の生息数、土壌流出状況 等 |
| 利用者のマナー・行動に関する課題 | ゴミの放置や騒音、渋滞等の発生頻度・発生エリア、ルール違反件数 等  |
| 観光の質に関する課題       | 1人当たり消費額の推移、滞在日数の推移、満足度 等          |
| 地域住民との関係性        | 地域住民への聞き取りによる、生業や生活への影響把握 等        |

### 導入事例

#### 自然環境への影響/利用者のマナー・行動に関する課題

##### ▶ 阿寒摩周国立公園 アトサヌプリトレッキングツアー

アトサヌプリ（硫黄山）の噴気孔や上部に生成される硫黄の結晶は地域固有の自然観光資源ですが、無秩序な利用が多発すると、噴気孔の拡大や硫黄結晶の損壊を招く恐れがありました。また、活火山であるため、登山にあたっては落石の回避や安全なルート確保などの課題もありました。

このような課題を踏まえ、エコツーリズム推進法に基づき、硫黄山の噴気孔及び硫黄結晶を特定自然観光資源に指定し、認定ガイドによるツアーでのみ入山可能という規制を設けました。

立入制限による自然保護に加え、ツアー参加料金の一部をトレイル等の整備に充当し、環境保全に取り組んでいます。



出典：（一社）摩周湖観光協会

## ◎ : 制度導入の目的と具体的な用途の設定

### ① 制度導入の目的の設定

制度導入の目的を検討するにあたっては、前段階で抽出・整理した課題およびその現状把握を踏まえ、制度を通じて地域としてどのような価値や変化を実現したいのかを明確にすることが重要です。

現状と目指す姿とのギャップを整理することで、制度導入の必要性や目的を具体的にすることができます。

#### 制度導入による主な目的（例）

- 財源の確保・補完
  - 良質な自然環境の維持・再生や、利用環境の整備等に必要な安定的な財源を確保すること

#### 制度導入による副次的な目的（例）

- 利用者の行動変容の促進
  - 協力金の意義を丁寧に伝える仕組みやマナー啓発を通じて、支払いを「負担」ではなく「参加」として捉えてもらう意識を醸成すること
- 地域との関係性の再構築
  - 地域の意見や実情を反映した運営体制を構築し、地域と利用者との関係性を強化すること
- 観光の質の向上
  - 質の高い観光コンテンツの提供体制を強化し、来訪者の満足度向上と地域経済への貢献の両立を図ること
- 地域の主体性の強化
  - 地域が制度の運営や意思決定に関与する仕組みを構築し、自律的な管理体制を確立すること

### ② 具体的な用途の設定

利用者負担制度による収受金額の用途を具体化することは、制度の正当性を担保し、利用者や支援者の納得感を高める上で重要です。用途は、以下の3つに大きく分類して整理することが考えられます。

| #   | 分類                 | 具体的な例   |
|-----|--------------------|---|
| I   | 支払い者に直接的な便益が図られるもの | 登山道や山小屋、トイレ等の施設整備、希少な植生の復元、利用エリアの清掃活動、建物・看板・電柱の撤去、土地の取得 等 |
| II  | 支払い者に間接的な便益が図られるもの | 自然環境のモニタリング調査、管理人材の育成 等                                   |
| III | その他、利用促進や制度運用に係る費用 | エリアの魅力伝える情報発信、事務局の整備や運営、募金箱の設置 等                          |

一般に、「I」は利用者にとって理解を得やすい用途ですが、「II」や「III」についても、制度の持続的な運用や将来的な価値創出につながる多様な取組を、利用者負担制度の用途として位置づけることが可能です。

その際、短期的な納得感の確保にとどまらず、中長期的な視点から地域の課題やニーズに即した用途を設計することが重要です。

### ③ 収受金額の推計

収受金額の推計には、大きく2つの方法があります。

#### 1.必要となる維持管理費用の把握

収受金額の用途を具体的に検討するにあたっては、本来必要となる費用を明確にすることが望ましいです。理論値ではなく、実際の運用を想定した試算を行うことで、より実態に即した費用の把握が可能となります。

(例) 山小屋の改修を想定する場合、資材の輸送費、施設の補修費、廃棄物処理費など、基本的なコストを積み上げます。そのうえで、ヘリコプター輸送のみを前提とせず、登山者によるボランティア輸送など、現実的に活用可能な手段も考慮し、必要コストを精緻化します。

#### 2.想定される収受金額の推計

一方で、本来必要となる環境保全費用や維持管理費用の把握が難しい場合には、想定される収受金額を起点として用途を検討する方法も考えられます。

| 制度類型      | 収受金額の推計方法 (例)   |
|-----------|---|
| 入域料・利用料   | カウンターなどで利用者数が把握できている場合には、利用者数に1人当たりの想定収受額を掛けることで、想定収受額を推計 |
| 事業収入の一部寄付 | 既存サービスの利用者数または購入者数に、1人当たりの想定収受額を乗じて年間の想定収受額を推計            |

※付録「年間不足額の推計アプローチ」もあわせて参照ください。

#### 導入事例

##### Step1「制度導入の目的と課題の整理」の具体的な取組事例

###### ▶ 中部山岳国立公園 北アルプストレイルプログラム

北アルプス南部地域の長野県側における登山道は、民間の山小屋事業者に大きく依存してきました。山小屋が自らのスタッフによる作業や、専門業者への委託費用を負担することで維持・補修が行われてきましたが、その経営努力に大きく支えられていたのが実情です。

事業費は北アルプス登山道等維持連絡協議会から各山小屋事業者に予算配分されていましたが、それだけでは総事業費十分にまかなうことはできず、不足分を山小屋事業者が自己負担（収益からの拠出）する状況が続いていました。

これらの状況の中で、登山道維持において重要な役割をもつ山小屋の経営状況が資金面や人材面において不安定になり、登山道維持の持続性に関する課題が顕在化してきたことから、利用者を含む登山道に関わる関係者の理解を得つつ、登山道維持の仕組みを検討・導入するに至りました。



出典：北アルプストレイルプログラム HP

## Step2 : 制度類型の選定と設計

### ① : 制度類型の選定

地域における利用者負担制度の導入にあたっては、地域の特性や抱える課題を踏まえ、適切な制度類型を選定することが重要です。各制度類型の特徴や導入条件を整理した上で、地域の実情に即した制度設計を行うことが望ましいです。

利用者負担制度は、大きく「特定エリアへの立ち入り行為に対して協力を求める制度」と、「特定エリアへの立ち入り行為以外に対して協力を求める制度」の2つに分類されます。

本章では、それぞれに該当する制度類型について、その概要やメリット・デメリットを解説します。

#### 制度類型別のメリット・デメリット：特定エリアへの立ち入り行為に対して協力を求める制度

特定エリアへの立ち入り行為に対して協力を求める制度としては、「入域料・利用料」があります。

入域料・利用料には、法的な強制力の有無に応じて、「義務的な料金」と「任意の協力金」の2つの形態があります。

※付録「法定外税新設等の手続き」もあわせて参照ください。

| 特定エリアへの立ち入り行為に対して協力を求める制度 |                  |   |  |  |                                  |
|---------------------------|------------------|---|--|--|----------------------------------|
| 入域料・利用料                   |                  |   |  |  |                                  |
|                           | 概要               | メリット  | デメリット  | 事例   |                                  |
| 義務                        | 法定外税             | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体が法定税以外に条例により税目を新設し、入域料の收受を行うもの</li> </ul>                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての立ち入り者に支払義務があり、公平性が図られる</li> <li>収入が安定する</li> </ul>                               | <ul style="list-style-type: none"> <li>收受コストが大きい可能性</li> <li>総務大臣の同意を要する</li> <li>過大な負担を避けた設計が必要</li> <li>課税対象の明確な境界が必要</li> </ul> | —                                |
|                           | 法定外普通税           | <ul style="list-style-type: none"> <li>用途が不特定である税</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>税の使途を状況変化に応じて柔軟に決められる</li> <li>使途変更時に条例改正等の手続きが不要</li> </ul>                        | <ul style="list-style-type: none"> <li>課税の納得感が得にくい可能性</li> <li>関係者との合意形成が難航する可能性</li> </ul>  | 宮島訪問税<br>(瀬戸内海国立公園)              |
|                           | 法定外目的税           | <ul style="list-style-type: none"> <li>条例で用途が定められた税</li> <li>宿泊税も法定外目的税に該当</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者の理解・納得を得やすい</li> <li>制度名に行動変容を促すメッセージ性を持たせられる</li> <li>関係者との合意形成がしやすい</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>原因・受益と負担の関係を明確にすることが必要(観光振興施策全般に使途を展開する例もあり)</li> </ul>                                     | 乗鞍環境保全税<br>[駐車場料金]<br>(中部山岳国立公園) |
|                           | 利用調整地区制度(認定手数料)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>自然公園法において、利用調整地区への立ち入り認定を受けるものに対し、認定事務に係る手数料として收受するもの</li> </ul>     | <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての立ち入り者に支払義務があり、公平性が図られる</li> <li>収入が安定する</li> <li>許可制等により管理効果が高い</li> </ul>       | <ul style="list-style-type: none"> <li>原則、特別地域内で条件が適合する「核心的自然」に限定され、広域・一般的観光地には適用しにくい</li> </ul>                                   | 知床五湖立入認定手数料<br>(知床国立公園)          |
|                           | 地域独自の条例          | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の条例等により、入域料の收受を行うもの</li> </ul>                                     | <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての立ち入り者に支払義務があり、公平性が図られる</li> <li>収入が安定する</li> <li>スピード感や柔軟性に優れる</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>公の管理施設であるため、対象範囲が管理区間に限定されやすく、広域・分散的な自然資源全体への課金には工夫が必要</li> </ul>                           | 富士山通行料・入山料(富士箱根伊豆国立公園)           |
|                           | その他(エコツーリズム推進法等) | <ul style="list-style-type: none"> <li>エコツーリズム推進法に基づく協議会制度等、法定外税・利用調整地区制度・独自の条例以外を根拠に入域料の收受を行うもの</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>全ての立ち入り者に実質的に支払義務があり、公平性が図られる</li> <li>収入が安定する</li> </ul>                           | <ul style="list-style-type: none"> <li>エコツーリズム推進法は理念・推進体制に重きを置く法律であり、入域料收受の規定がないため、他制度と比較して強制力が弱い</li> </ul>                       | カムイワッカ湯ノ滝のぼり(知床国立公園)             |
| 任意                        | 協力金              | <ul style="list-style-type: none"> <li>自らの受益に対し、一部を金銭で供給することを任意で求めるもの</li> <li>收受に法的根拠はない</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>条例制定・改正の手続きや総務大臣の同意が必ずしも必要でなく、柔軟な制度設計が可能</li> <li>導入エリアの明確な境界が不要</li> </ul>         | <ul style="list-style-type: none"> <li>収入の安定性に乏しい</li> <li>公平性が図りにくい</li> </ul>  | トイレチップ(全国の国立公園)                  |

## 制度類型別のメリット・デメリット：特定エリアへの立ち入り行為以外に対して協力を求める制度

利用者に提供するサービスの対価として料金を収受し、その一部を環境保全などに活用する仕組みとして、「事業収入の一部寄付」があります。

さらに、任意による寄付の仕組みとして、「ふるさと納税」や「クラウドファンディング」、「寄付」などがあり、国立公園の維持管理や保全活動に必要な財源を広く確保する方法として活用することができます。

### 特定エリアへの立ち入り行為以外に対して協力を求める制度

| 事業収入の一部寄付   |   |   |   |                                |
|-------------|---|---|---|--------------------------------|
| 概要          | メリット  | デメリット   | 事例  |                                |
| 事業収入の一部寄付   | <ul style="list-style-type: none"> <li>利用者向けに提供されるサービスの対価として収受し、その一部が環境保全等に活用されるもの</li> <li>収受到法的根拠はない</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>全てのサービス利用者へ支払義務があり、公平性が図られる</li> <li>利用者が納得感を得られやすい</li> <li>民間事業者主体で収受可能</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>収受者が施設や土地等の所有者・経営者に限定される</li> <li>使途が当該施設や土地に関するものに限定されやすい</li> </ul>  | 稜線バターックキー（中部山岳国立公園）            |
| その他寄付       |   |   |   |                                |
| 概要          | メリット  | デメリット   | 事例  |                                |
| ふるさと納税      | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体を実施する地域振興等の事業に対し、寄付者が税控除と返礼品を受ける形で支援を行うもの</li> </ul>                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>自治体が主体の場合、活用しやすい</li> <li>公園の利用者数に関らず、全国各地から収受可能</li> </ul>                          | <ul style="list-style-type: none"> <li>収入の安定性に乏しい</li> <li>公平性が図りにくい</li> <li>民間事業者主体で導入できない</li> <li>使途の説明責任がある</li> <li>インバウンドから収受できない</li> </ul> | 天人峡温泉地区再生事業（大雪山国立公園）           |
| クラウドファンディング | <ul style="list-style-type: none"> <li>特定の目的やプロジェクトに対して、共感や機体を持つ不特定多数の人々から金銭的支援を募るもの</li> </ul>                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>民間事業者主体で収受可能</li> <li>公園の利用者数に関らず、全国各地から収受可能</li> </ul>                              | <ul style="list-style-type: none"> <li>収入の安定性に乏しい</li> <li>公平性が図りにくい</li> <li>継続性に乏しい</li> </ul>  | シン保全活動構築プロジェクト「ツチカゼ」（やんばる国立公園） |
| 寄付          | <ul style="list-style-type: none"> <li>寄付者の受益に関らず、無償で金銭を供給することを求めるもの</li> </ul>                                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>柔軟な制度設計が可能</li> <li>導入エリアの明確な境界が不要</li> <li>公園の利用者数に関らず、全国各地から収受可能</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>収入の安定性に乏しい</li> <li>公平性が図りにくい</li> <li>受益との関係が不明瞭で寄付者の納得感が得られにくい</li> </ul>                                  | 神戸登山プロジェクト（瀬戸内海国立公園）           |

## 制度類型の選定において考慮すべき検討要素

地域における利用者負担制度の導入にあたっては、地域の特性や課題を踏まえ、適切な制度類型を選定することが重要です。各制度類型の特徴や導入条件を整理し、地域の実情に即した制度設計を行うことが求められます。

| 検討要素      | 制度類型との関係  |
|-----------|---|
| 地理的な範囲    | 境界が明確 ▶ 明確な境界が必要な義務的な料金も導入可能                                      |
|           | 境界が不明確 ▶ 義務的な料金の導入が困難であり、任意の協力金や事業収入の一部寄付等が導入可能                   |
| 検討・導入主体   | 自治体 ▶ 全ての制度類型が導入可能  |
|           | 自治体以外 ▶ 法定外税や認定手数料、ふるさと納税の導入が困難であり、事業収入の一部寄付、クラウドファンディング等が導入可能    |
| 利用者数      | 多い ▶ 利用者に支払いを求める入域料・利用料や事業収入の一部寄付による収受効果が期待できる                    |
|           | 少ない ▶ 利用者に限定されないふるさと納税やクラウドファンディング、寄付の方が収受効果が高い可能性がある             |
| 利用者属性     | 日帰り客が多い ▶ 滞在時間が短く、後日の協力の動機付けが弱いから、現地収受の入域料・利用料や事業収入の一部寄付が有効       |
|           | 宿泊客が多い ▶ 地域貢献意識が高まりやすいことから、ふるさと納税や寄付の対象になりやすい                     |
|           | 国内客が多い ▶ 全ての制度類型が導入可能   |
|           | インバウンドが多い ▶ 支払い対象外のふるさと納税は適さない。また、滞在期間中に支払いを求める方法の方が収受効果が高い可能性がある |
| 地域課題の発生範囲 | 局地的 ▶ 全ての制度類型が導入可能  |
|           | 広域 ▶ 合意形成のハードルが高いため、入域料・利用料等の義務的な負担方法ではなく、クラウドファンディングや寄付等が有効      |

## ③：支払い対象者の設計

入域料・利用料の導入にあたっては、収受の対象となる利用者（支払い対象者）および免除の対象者を明確に整理することが重要です。これにより、制度の公平性や利用者の納得感を高めるとともに、収受実務の円滑化を図ることができます。

### ① 支払い対象者の設定

支払い対象者は、制度の目的や収受の仕組みに応じて設定する必要があります。主に、以下のような利用者が想定されます。

- 特定エリアへの立ち入り者：登山道、自然保護区、特定の観光エリア等に入域する利用者 等
- 特定サービスの利用者：自然体験プログラムや施設利用などのサービスを利用する者 等

これらの利用者は、制度の趣旨に照らして「受益者」と位置づけられるため、受益者負担の考え方にに基づき、支払い対象とすることが合理的です。

### ② 免除対象者の整理

入域料・利用料を導入する場合には、制度の公平性や地域との関係性、さらには各公園において積極的に受け入れ・誘致したい利用者像を踏まえ、免除対象者を整理することが重要です。

以下の例のような免除対象者の他にも、学生・研究者など調査研究に従事する人や、観光事業者などが免除対象者として考えられます。

#### 導入事例

##### 免除対象者の設計

##### ▶ 妙高戸隠連山国立公園 妙高山・火打山 自然環境保全協力金

妙高戸隠連山国立公園では、収受対象を妙高山・火打山に登山、観光等の目的で立ち入る利用者と規定し、以下の入山者は免除しています。免除対象者の検討にあたっては、妙高市の地域自然資産計画を検討した会議にて、有識者等から挙げられた意見を反映しています。

##### <協力金免除対象者>

- 子供（中学生以下）
- 地元の共用林組合
- 地元温泉組合（燕温泉、赤倉温泉等）
- 業務等で入山する者（自衛隊訓練、各種自然環境調査、山小屋関係者等）
- 土地所有者、林野庁の職員、砂防等の工事業者
- 借地人

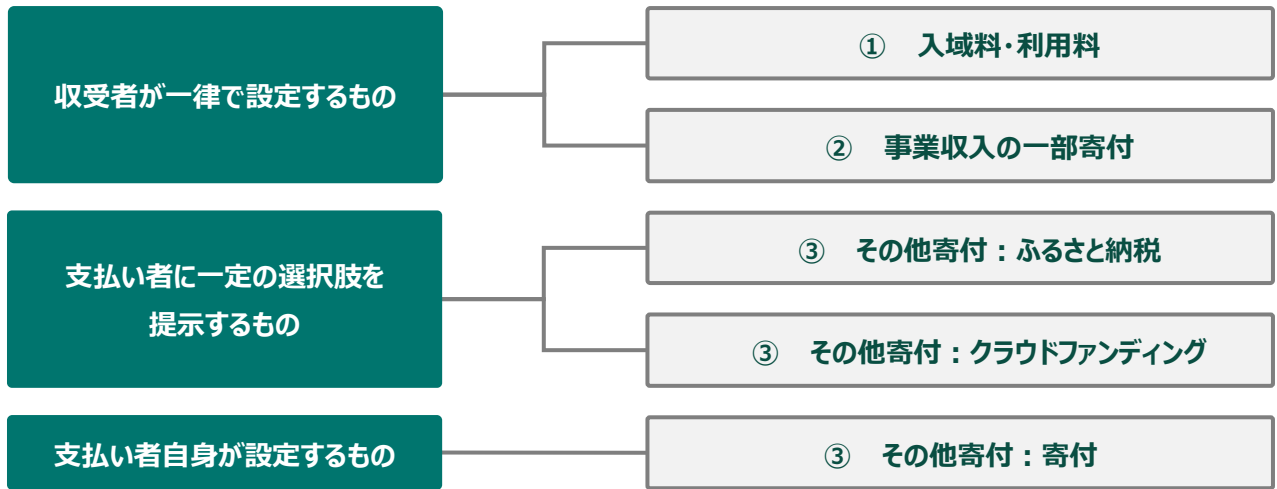
※ただし、任意の支払いは妨げていません。



出典：生命地域 妙高環境会議 HP

## ◎ : 収受額の設計

収受額については、設定の特徴別に大きく以下 3 つに分類されます。



### ① 入域料・利用料の場合

入域料・利用料の導入にあたっては、収受目的や利用者属性を踏まえ、料金体系の設計方針を明確にする必要があります。料金設定は、制度の妥当性や利用者の納得感、実効性を左右する重要な要素であり、以下の観点から検討することが望ましいです。

#### (1) 収受目的から逆算した料金設定

料金設定は、制度の収受目的に照らし、必要となる財源規模（収受目標額）と利用者数を踏まえて逆算する形で設計することが基本です。

例えば、年間の環境保全活動に必要な費用が一定額である場合、想定される利用者数に基づいて一人当たりの収受額を算出することで、使途との整合性が取れた料金設定が可能となります。

その際、公費や補助金等により充当される額も考慮し、利用者負担制度によって確保すべき財源規模を明確にすることが重要です。このため、制度導入を検討するエリアにおける利用者数を、事前に把握しておくことが理想的です。

#### (2) 支払い能力・制度意義の理解度に応じた金額調整

(1) で算出した単価が、必ずしも利用者の理解を得られる金額とは限らない場合もあります。そのため、利用者の属性や支払い意思、制度への理解度を踏まえ、金額を調整することが制度の受容性向上につながります。

#### ① 経済的負担能力

料金設定にあたっては、利用者の属性によって経済的負担能力に差があることを考慮する必要があります。

例えば、国内利用者と訪日外国人利用者では支払い能力や価格感に違いが見られます。令和 6 年度に実施した世論調査では、国立公園の施設維持管理を目的とした入域料として「1,000 円以下」を支払えると回答した者が全体の約 85%を占めています。

一方、ネパールのランタン国立公園における調査では、外国人観光客の約 85%が「3,150 円以上を支払う意

思がある」と回答しており、環境保護に対する意識の違いが示されています。

また、年齢層やライフステージによっても負担能力は異なります。若年層や高齢層では負担が限定的となる場合がある一方、現役世代は比較的安定した収入を有し、一定の負担を受け入れやすい傾向があります。

さらに、高価格帯の宿泊施設やアクティビティを利用する利用者は、相対的に高い負担額であっても受容されやすいと考えられます。

## ② 制度の意義への理解度

自然環境の保全や地域への貢献に関心の高い利用者は、制度の趣旨に共感しやすく、一定の負担を受け入れる傾向があります。例えば、登山者は自然環境への責任意識が比較的高く、制度への理解が得られやすい利用者層と考えられます。

## ③ 支払い意思額 (WTP : Willingness to Pay)

料金設定を検討する際には、利用者がどの程度の金額であれば支払う意思を持つかを示す「支払い意思額 (WTP)」を考慮することが有効です。WTP は、利用者に過度な負担を求めることを避けつつ、制度の持続可能性を確保するための参考指標として活用できます。具体的な意思額の把握には、アンケート調査等を用いることが考えられます。

## (3) 割引制度の設計

特定の利用者層に対して割引制度を設けることにより、制度の公平性の確保や地域との関係性への配慮を図ることができます。割引対象とする利用者層としては、例えば以下が考えられます。

- 地元住民：  
地域への貢献や日常的な利用、生活との関係性を踏まえ、割引の対象とします。
- 学生（高校生以上）：  
教育的配慮や経済的負担能力を考慮し、割引の対象とします。

### 導入事例

#### 収受額の設計 (入域料・利用料)

##### ▶ 西表石垣国立公園 竹富島自然環境協力金

竹富島では、島民の意見を収集しながら、以下の手順で収受額を決定しました。

- ① 必要経費の推計
  - (ア) 自然環境保全活動の計画：年間 1,200 万円
  - (イ) トラスト事業費：1~3 億円を取得にかかる年数で除して算出
  - (ウ) 法人の運営費（人件費・役員報酬・施設設備費）：1,300 万円

➡ 全体で年間 3,000~4,000 万円
- ② 来訪者数・収受率見込みから逆算して収受額を決定
  - (ア) 来訪者数：50 万人
  - (イ) 収受率見込み：40%

➡  $4,000 \text{ 万円} \div (50 \text{ 万人} \times 40\%) = 200 \text{ 円}$

➡ 一口 300 円で十分充足すると判断



出典：(一財)竹富島地域自然資産財団

## ② 事業収入の一部寄付の場合

寄付額の設定にあたり、以下の点を踏まえて検討することが望ましいです。

### (1) 既存価格帯との整合性

寄付に相当する追加負担が、既存サービスの価格水準と大きく乖離しないよう留意する必要があります。利用者の負担感や、サービスの対価としての妥当性とのバランスを考慮した設定が重要です。

### (2) 設定方法の選択（割合・定額）

寄付額の設定方法としては、主に次の2つの方法が考えられます。

#### ア) 一定割合型

事業収入に対して一定の割合を、国立公園の保護等を目的として寄付する方法です。

例：「TRAIL GATE オリジナルグッズ寄付金」の取組では、商品の売上の5%を寄付として扱い、三陸復興国立公園内を通るみちのく潮風トレイルの持続可能な運営のために活用しています。

#### イ) 定額型

利用者1人当たりの定額を負担金として収受し、国立公園の保護等に充当する方法です。

例：日本アルプス上高地の寄付金型商品「稜線バタークッキー」では、1枚当たり10円を寄付額として設定し、収益の一部を登山道・遊歩道の整備等に役立てています。

### 導入事例

#### 収受額的设计（事業収入の一部寄付 一定割合型）

##### ▶ 三陸復興国立公園 TRAIL GATE オリジナルグッズ

NPO 法人みちのくトレイルクラブは、オリジナルグッズを販売し、売上の5%（ピンバッジのみ20%）を、道の保全整備やハイカーのための施設整備など、国立公園内を通るみちのく潮風トレイルの管理費用や、広報等の取組に活用しています。

グッズの中には300円程度の低額なものもあるため、年度末に集計した売上から寄付金を仕分けることで経理の手間を削減しています。



出典：TRAIL GATE 販売サイト

### ③ その他寄付の場合

#### (1) ふるさと納税・クラウドファンディング

ふるさと納税やクラウドファンディングでは、複数の寄付額の選択肢を提示することで、寄付者の多様な支払い意欲に対応することが有効です。寄付額の設定にあたっては、以下の点を踏まえることが望ましいです。

- プロジェクトの目的：寄付の趣旨や達成したい成果を明確に示すこと
- 目標金額：必要な資金規模に応じて、寄付額の水準を段階的に設定すること
- 支払い者層の特性：寄付者の年齢層や経済的負担能力を考慮し、無理のない設定とすること

#### (2) 寄付

寄付については、支払い額を寄付者自身が選択・設定する仕組みであるため、事業者側であらかじめ収受額を定める必要はありません。

## ④：収受方法の設計

収受方法の具体的な設計は、導入する制度の特性に応じて検討すべき内容が異なります。

制度の目的や仕組みを踏まえた上で、実施主体の業務負担や技術的な対応可否などを総合的に考慮し、実行可能性の高い方法を選定することが重要です。

### 基本的な考え方

収受方法を検討する際の基本的な考え方として、以下の点が挙げられます

- 確実な受領・記録・管理を行う観点から、現金以外の収受方法も用意することが望ましいです。
- 収受コストの削減や利用者の利便性向上の観点から、オンラインによる収受方法を積極的に活用することが有効です。

### オンライン収受を行う場合の検討フロー（例）

オンラインによる収受を検討する際には、以下に示すフローに沿って整理することが有効です。

| 決済プラットフォーム選定                             | 運営体制・フロー構築                               | 導線整備・対外周知                              | 試行・本格導入                    |
|--|--|--|----------------------------|
| 自治体等の既存オンライン決済システムを利用するか、外部サービスを利用するかを検討 | 収受事務の委託先の決定、会計処理・報告の仕組みや決済・キャンセルに係る規定を整備 | ウェブサイトや予約ページに決済リンクを設置し、現地案内板等にQRコードを掲示 | 小規模な試行を経て、課題を確認しながら本格導入を実施 |

## ① 入域料・利用料の場合

### （１） 収受場所

収受場所は、利用者の動線や接点、収受コストを踏まえて設定することが重要です。現地での収受と、事前・オンラインによる収受を組み合わせることで、収受漏れの防止や利用者の利便性向上が期待できます。

なお、現地収受については、トレイルヘッドや施設等の閉じた空間で行う方が収受率が高い傾向があるとされています。



### 収受場所の主な選択肢（例）

| 収受場所         | 詳細                           |
|--------------|------------------------------|
| 入域ポイント       | 登山口、駐車場、遊歩道の起点等、物理的な境界が明確な場所 |
| ビジターセンター・案内所 | 情報提供と併せて収受することで、制度理解と納得感を高める |
| 宿泊施設・観光施設    | チェックイン時や施設利用時に収受し、地域事業者と連携   |
| 交通機関         | 船、バス、ロープウェイ、タクシー等の利用時に収受     |
| Web（オンライン）   | 事前予約や情報提供と連動した非接触・事前収受       |

## (2) 収受方法

収受方法は、利用者の利便性と収受主体の業務負担を踏まえて選定します。現地での人員配置の要否や、対応可能な決済手段が主な検討ポイントとなります。

### 収受方法の主な選択肢（例）

| 収受方法        | 詳細                            |
|-------------|-------------------------------|
| 現金          | 簡易で通信環境に依存しないが、管理負担や不正防止の面で課題 |
| クレジットカード    | 利便性が高くインバウンド対応に有効。端末・通信環境が必要  |
| 電子マネー・スマホ決済 | QRコード決済や交通系ICカード等を活用可能（※）     |
| 銀行振り込み      | 事前支払いに適するが、個人利用者には負担となる場合あり   |

※QRコード等を活用した設置型収受は、人員配置型に比べ低コストとなる一方、手数料や運用コストが発生するため、メリット・デメリットを踏まえた検討が必要です。

※組織形態により、オンライン決済の導入にあたり規約変更等の手続が必要な場合があります。

## (3) 業務上の留意点

- 通信環境の確保
  - 山岳地や離島等では電子決済の利用に制約があるため、現金対応を一部残すことも検討します。
- 事業者の協力体制
  - 宿泊施設や交通事業者を収受窓口とする場合、業務負担や手数料の取り扱いを事前に整理することが重要です。
- 多様な決済手段の併用
  - 国内外利用者や年齢層の違いを踏まえ、複数の決済手段を併用することが望ましいです。

### 導入事例

#### 収受方法の取組事例（入域料・利用料）

##### ▶ 妙高戸隠連山国立公園 妙高山・火打山 自然環境保全協力金

妙高山・火打山 自然環境保全協力金における収受方法は以下の4通りです。

- ① 入域箱（3つの登山口・ビジターセンター）
- ② 収受員配置時のQRコード決済（笹ヶ峰登山口）
- ③ インターネットを利用した事前決済

入域料の取組の周知を目的に入域料箱を設置しているビジターセンターは、自然環境保全等に関心の高い来訪者が多く訪れる場所であることから、登山者ではない方からも入域料への協力があることが確認されています。



出典：生命地域 妙高環境会議

## ② 事業収入の一部寄付の場合

事業収入の一部を寄付として収受する場合には、既存の業務フローや決済フローとの整合性を踏まえた制度設計が重要です。特に、事業者の運用負担が過度とならないよう留意する必要があります。

主な検討ポイントは以下の通りです。

| 収受方法              | 詳細                               |
|-------------------|----------------------------------|
| 既存決済フローとの統合性確保    | 協力金項目を既存の決済システムに追加できるか           |
| オンライン予約・OTA 対応の可否 | 予約サイトや OTA において協力金項目を設定できるか      |
| POS・会計システムでの自動計算  | 売上連動型の場合、収受金額を自動で算出できる仕組みを整備できるか |
| 精算方法の整理・システム化     | 月次・年次で自治体等へ納付する際、集計・精算をシステム化できるか |

## ③ その他寄付の場合

その他寄付の中でもクラウドファンディングでは、オンライン決済を前提とするため、現地収受や複数窓口の検討は不要となります。収受主体はクラウドファンディングプラットフォームであり、自治体や地域事業者が決済処理を直接担うことはありません。

プラットフォーム選定にあたっては、以下の点を事前に確認することが重要です。

- 精算方法
- 手数料率（プラットフォーム手数料、決済手数料）
- 採用方式（購入型・寄付型）
- 過去実績（通算支援者数、類型支援総額、通算プロジェクト数など）

## ⑤：収受率・寄付率向上の工夫

制度を導入するだけでは、十分な収入を確保できない場合が多く、収受率や寄付率を高めるための仕組みづくりが重要です。

利用者や寄付者の幅広い参加を促すためには、制度の認知度向上と支払いに対する理解促進を図る取組を、制度全体に共通して講じることが有効です。

### 収受率・寄付率向上の工夫（全制度共通）



| 施策（例）   | 内容  |
|---------|---|
| 広報・啓発活動 | <p>現地：寄付金が使われている場所付近で、該当箇所に寄付金がかかっている旨を明記し、支払い意義を訴求</p> <p>オンライン：制度の目的や用途を分かりやすく伝える Web サイトを整備し、支払いの意義を訴求。SNS 広告等も活用し、対象者に応じた適切な情報発信チャネルを選択<br/>（例：登山者向けに登山アプリや登山用品店での情報発信）</p> |
| 収支報告の公開 | 用途や成果を公開し透明性を確保することで、支払い者の信頼を高め、継続的な参加を促進   |
| 多言語対応   | 現地掲示物や Web サイトの多言語化により、インバウンド利用者の理解促進を図る  |

### ① 入域料・利用料の場合

#### （1）支払い利便性の向上

入域料・利用料については、支払いの利便性を高めることで、が期待できます。



| 施策（例）     | 内容                                    |
|-----------|---------------------------------------|
| 事業者連携     | 宿泊施設や交通事業者を収受窓口とし、予約・チェックイン時に支払いを組み込む |
| 予約時収受     | オンライン予約と連動した事前決済により、現地での収受漏れを防止       |
| キャッシュレス対応 | 電子決済・スマホ決済の導入により、インバウンド利用者や若年層の利便性を確保 |

#### （2）インセンティブの導入

任意性の高い制度では、支払いを促す付加価値を設けることで、参加意欲の向上が期待できます。



| 施策（例）          | 内容   |
|----------------|--|
| 返礼品の提供         | 地域にゆかりのある動植物をモチーフにしたストラップや記念カード等を提供。定期的なデザインの更新により、継続的な協力を促進できる。 |
| 割引・特典          | 支払い者に対し、地域店舗や観光施設での割引・サービスを提供。地域経済への波及効果も期待できる                   |
| スタンプラリー・ポイント制度 | 複数回利用や地域内周遊を促進   |

※運用コストが比較的低いオンラインでの事前収受を促進するためのインセンティブ設計も有効です。

### (3) 支払い者・寄付者に向けた情報発信・説明ツールの提供



支払い者への説明や情報開示を強化することで、収受率・寄付率の向上が期待できます。

| 施策(例)    | 内容   |
|----------|--|
| 情報ツールの整備 | 収受主体が説明しやすいよう、制度概要や用途を整理した資料・案内文を事前に整備                             |
| 視認性の向上   | 支払い場所や金額、用途を分かりやすく表示し、支払い行動を後押し<br>※視認性向上は、支払い行動に影響を与えることが報告されています |

#### 導入事例

##### 収受率・寄付率向上の工夫(入域料・利用料)

###### ▶ 妙高戸隠連山国立公園 妙高山・火打山 自然環境保全協力金

妙高山・火打山 自然環境保全協力金では、収受率向上に向けて、様々な取組を実施しています。

- 情報発信・広報 \*1
  - 公式サイト
  - 現地の看板等
- 収受額に応じた返礼品の贈呈 \*2
  - 500円 — 木製キーホルダー/山岳用携帯トイレ(いずれか1つ)
  - 1,000円 — ライチョウピンバッジ(妙高山・火打山デザインのいずれか1つ)
- 収受箱の視認性向上 \*3
  - センサーライト
  - 設置場所
- 収受員の配置
- 寄付者に対する観光施設等の割引特典付与

\*1 情報発信では、公式サイトや現地への看板設置により取組経緯や用途、返礼品を紹介し、協力を呼びかけています。広告媒体は、看板・ポスター・チラシ・ラミネート版・カード等複数設け、情報発信を強化しています。

\*2 返礼品のピンバッジやキーホルダーは特別天然記念物のライチョウや希少植物のハクザンゴザクラをあしらうことで火打山のPRを行うとともに、毎年デザインを変更することで継続的な寄付を促す工夫をしています。

\*3 燕温泉登山口では、収受箱を認知してもらうために、センサーライトを設置し、夜間の視認性向上に努めています。特に燕温泉登山口は登山ゲートがないため、人通りが多い箇所に収受箱を設置することでより多くの登山者に気づいてもらえるよう工夫しています。

このように、妙高山・火打山では複数の取組を組み合わせることで、収受金額の向上を図っています。



出典：妙高市

## ② 事業収入の一部寄付の場合

入域料・利用料の場合と同様に、支払い者・寄付者に向けた情報発信や説明ツールの提供を行い、情報開示の強化を行うことで、寄付率の向上が期待できます。

| 施策（例）    | 内容                               |
|----------|----------------------------------|
| 料金構成の明示  | 寄付に該当する金額の算定根拠を明確化し、領収書や予約画面等に明記 |
| 説明ツールの整備 | 制度概要や使途を整理した資料を収受主体向けに整備         |
| 視認性の向上   | 支払い内容・寄付内容を分かりやすく表示する            |

### 導入事例

#### 収受率・寄付率向上の工夫（事業収入の一部寄付）

- ▶ 中部山岳国立公園 稜線バタークッキー  
クッキー1枚につき10円を寄付に充てる稜線バタークッキーは、販売サイトにて“寄付金型商品”と明示しています。購入者が一目で分かるような発信をすることで、支払い行動を後押ししています。



出典：白樺ショップ

## ③ その他寄付の場合



### （1）プロジェクト名による寄付目的の明示

寄付の目的をプロジェクト名で明確に示すことで、寄付により実現される成果を具体的にイメージしやすくなります。

- （例）「御蔵島イルカ個体識別調査継続支援プロジェクト」  
「会津駒ヶ岳三兆湿原木道整備事業」

### （2）企業からの寄付を想定した工夫



#### ア) 税制優遇の明確化

法人にとって寄付の財務的メリットを分かりやすく提示することが重要です。

- 「寄付金は損金算入可能」「法人税負担軽減」など、具体的な仕組みを説明
- 数値例として「寄付額の○%が税額控除対象」など、企業が判断しやすい情報を提供
- 専門用語を避け、簡潔な説明資料を整備することが有効  
（例）文部科学省「法人が寄附した場合の税制上の優遇措置」

#### イ) CSR・SDGs との連動

寄付を法人の社会的責任やSDGs 目標達成に紐づけることが効果的です。

- ESG 評価やサステナビリティ報告書への活用可能性を明示  
（例）ソニーHP におけるセーブ・ザ・チルドレン・ジャパンへの寄付の紹介
- 一定以上の寄付については、寄付企業のプロモーションとして商品パッケージやタグ等に本取組のロゴや取り組み内容を掲載可能する  
（例）セーブ・ザ・チルドレンのロゴを利用したプロモーション活動

### ③-1 ふるさと納税の場合



#### (1) 自治体のふるさと納税ポータルとの連携

主要なふるさと納税ポータルサイト（ふるさとチョイス・楽天ふるさと納税・さとふる等）との連携を図ることで、寄付者のアクセス性を高めることができます。

複数のポータルに掲載する際は、内容の統一性や更新管理に留意することが重要です。

#### (2) 返礼品（インセンティブ）の設定における法制度への準拠

ふるさと納税における返礼品（インセンティブ）の設定にあたっては、一般的なふるさと納税の運用ルールに準拠する必要があります。

具体的には、総務省が示す「返礼品の地場産品基準」や「寄付額に対する返礼割合の上限」などの規定を遵守することが求められます。

#### (3) 使途の具体化

ふるさと納税の使途を記載するにあたっては、他の使途と混在した曖昧な表現を避け、具体的かつ明確に示すことが重要です。保護対象とするエリアや生物等を具体的に記載することで、寄付者の理解を得やすくなり、寄付意欲の向上にもつながります。

### ③-2 クラウドファンディングの場合

#### 目標金額未達・超過の場合の取り扱い

クラウドファンディングにおいては、目標金額を明示することが重要です。また、目標金額に達しなかった場合や、目標金額を超えた場合の超過分の取り扱いを事前に示すことで、支援者の信頼性を高めることができます。

##### ア) 目標金額を達しない場合

対応方法としては、主に以下の 2 つの方法があります。実施にあたっては、それぞれのメリット・デメリットを踏まえ、検討することが重要です。

| 施策（例）                             | 内容  |
|-----------------------------------|---|
| All-or-Nothing 方式<br>（達成しなければ不成立） | 目標金額に満たなければプロジェクトを実施できないため、支援者に全額返金。<br>プラットフォームの手数料が発生しないため、赤字になるリスクを回避可能    |
| Keep-it-All 方式<br>（集まった分のみ実施）     | 目標金額に達していなくても、集まった支援金を受け取ることが可能。支援金が少ない場合、プラットフォームの手数料や支援者へのリターンなどで赤字になるリスクあり |

##### イ) 目標金額を超えた場合

余剰資金の追加使途を事前に明示することが望ましいです。

例：「目標達成後、余剰資金は〇〇の拡充に充当します。」



## Step3 : 制度の試行と実施

### ① : 制度の試行導入

制度の本格導入に先立ち試行導入を行うことで、制度の実効性や運用上の課題を事前に検証し、制度化に向けた改善点を整理・明確化することが望ましいです。

また、試行導入を通じて制度の趣旨や用途に対する理解を促進することで、利用者や地域住民の納得感を醸成し、世論形成や地域内での機運醸成につなげる効果も期待されます。

評価時の具体的な検討項目については、Step4.モニタリング・評価のセクションもご参照ください。

#### ① 入域料・利用料の場合

入域料・利用料については、現場での支払い率や利用者の受容性が制度の成否に影響を与えるため、試行導入を通じて、收受方法や支払い動線、利用者への説明の分かりやすさ等を重点的に検証することが重要です。

なお、試行段階であっても、一度設定した支払い額は利用者に基づいて認識されやすく、変更の際に心理的・運用上の障壁が生じる可能性があるため、金額設定にあたっては十分な検討と関係者との合意形成を行うことが重要です。

#### 具体的な検討項目

##### (1) 試行導入エリア及び期間の設定

- 試行対象区域は、利用者負担制度の導入効果が期待される区域を選定します。
- 試行期間は、利用者数の季節変動等を考慮し、少なくとも複数月を設定することが望ましいです。  
※ 本格導入時に想定する区域や期間の一部に限定して試行を行うことも有効です。

##### (2) 評価指標及びデータ収集方法の設計

- 評価指標には、收受率、利用者満足度、事業者の協力度、環境改善への寄与等を含めます。
- データ収集は、利用者・関係者アンケート、収支データ、現地での観察結果等を組み合わせて実施します。

##### (3) リスク管理及び代替措置の準備

- 試行期間中に想定される課題（收受率の低下、苦情の増加、事業者の協力低下等）について、あらかじめ対応方針を整理します。
- システム障害や自然災害、突発的な苦情対応等に備え、収受の一時停止や広報強化等の代替運用を準備します。

##### (4) 関係者への説明及び広報

- 試行導入前に、地域住民、事業者、利用者に対して、試行の目的、内容、期間を明確に説明します。
- 広報にあたっては、公式ウェブサイト、パンフレット、SNS 等を活用し、試行導入の趣旨や位置づけを分かりやすく周知します。

## (5) 財務及びシステムの準備

- 試行に必要な収受手段（現金・キャッシュレス）、会計処理、収支報告の仕組みをあらかじめ整備します。
- 試行終了後の精算および報告手順を事前に整理します。
- 外部事業者が収受業務を担う場合には、収受金額の精算方法や報告手順を試行段階で確認するとともに、事業者のオペレーション負荷（説明、収受、精算等）を軽減する仕組みを検討します。  
例：標準化した案内文や掲示物の提供、精算手続の簡素化、キャッシュレス決済の導入

## (6) 試行終了後の検証

- 試行結果について、設定した評価指標に基づき分析を行い、課題および改善点を整理します。

### 導入事例

#### 試行導入の具体的な取組事例

##### ▶ 中部山岳国立公園 北アルプストレイルプログラム

環境省中部山岳国立公園管理事務所（上高地管理事務所）を主体として、検討会を開催しました。検討会では、制度の導入可能性や制度設計の方向性に加え、実証実験を含む必要な取組内容について検討を行いました。

また、アンケート調査および実証実験結果の分析を実施し、抽出された課題を表形式で整理することで、網羅的な観点から制度の検討を進めています。

検討会には、協議会の構成員に加え、地域内関係者や有識者が参加し、専門的知見に基づく助言を受けました。計4回開催した検討会における主な議題は、以下のとおりです。

#### 【第1回】

- ・制度の導入検討に係る背景や既存計画等の整理、認識共有
- ・あり方検討会の目的と位置づけ、検討の進め方の共有
- ・実証実験の実施概要（案）の検討

#### 【第2回】

- ・実証実験の実施方法詳細の報告、最終確認
- ・実証実験のとりまとめ・分析方法（案）の検討

#### 【第3回】※実証実験の実施後に開催

- ・実証実験の実施内容と結果
- ・制度導入にかかる課題と次年度の方針

#### 【第4回】

- ・令和4年度の実施内容の確認

| 回   | 議題                         | 内容                          | 進捗                        |
|-----|----------------------------|-----------------------------|---------------------------|
| 第1回 | 制度の導入検討に係る背景や既存計画等の整理、認識共有 | ・制度の導入検討に係る背景や既存計画等の整理、認識共有 | ・あり方検討会の目的と位置づけ、検討の進め方の共有 |
| 第2回 | 実証実験の実施方法詳細の報告、最終確認        | ・実証実験の実施方法詳細の報告、最終確認        | ・実証実験のとりまとめ・分析方法（案）の検討    |
| 第3回 | 実証実験の実施内容と結果               | ・実証実験の実施内容と結果               | ・制度導入にかかる課題と次年度の方針        |
| 第4回 | 令和4年度の実施内容の確認              | ・令和4年度の実施内容の確認              |                           |

「利用者参加制度の検討課題整理表」

## ② 事業収入の一部寄付

事業収入の一部寄付は、利用者にとってサービス料金への上乗せとして実質的に義務的な負担と受け止められる場合があるため、試行導入を通じて上乗せ額に対する価格受容性や利用者の反応を確認することが重要です。

あわせて、事業者における会計処理や運用負担、料金表示や説明方法が利用者の納得感に与える影響について検証し、本格導入時の円滑な運用につなげることが望ましいです。

### (1) 利用者側

- 価格受容性：寄付額が利用者の選択行動に与える影響（宿泊・体験のキャンセル率、満足度等）を確認します。
- 説明の明確性：料金に「環境保全費等が含まれている」ことを、どのように表示・説明するかを整理します。
- 心理的抵抗感：寄付額が「追加的な負担」と感じられにくいよう、付加価値の提示や説明方法を工夫します。

### (2) 事業者側

- 会計処理・税務対応：寄付にあたる金額の計上方法や消費税の取扱い等を整理します。
- オペレーション負荷：料金改定や予約システムの設定変更等に伴う事業者負担を確認します。
- 収益分配・管理方法：寄付にあたる金額をどのように集約・管理するかを検討します。

### (3) 検討主体側

- 試行期間：利用者数の季節変動等を考慮し、少なくとも複数月の試行期間を設定します。
- 評価指標：利用者満足度、事業者負担、導入前後のサービス利用状況等を評価指標として整理します。

## 導入事例

### 試行導入の具体的な取組事例（事業収入の一部寄付）

#### ▶ 阿蘇くじゅう国立公園 牧野保全料

平成 25 年に構想を牧野組合長へ説明した後、約 5 年をかけて、利用ルールの整理、ガイドの育成、モニターイベントの実施などに段階的に取り組み、制度運用に向けた基盤整備を進めました。

当初はインバウンド需要を想定していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、国内利用者を主な対象とする方針へ転換し、あわせてマウンテンバイクやトレッキングに関心を有する層への情報発信を行いました。これらの準備を重ねた結果、平成 30 年 12 月には、牧野ガイドの正式な受入れを開始するに至りました。

また、制度運用では、口蹄疫リスクへの対応が重要な課題でした。このため、放牧を行っていない牧野または放牧期ではないエリアを利用対象とする方針を定め、農家との丁寧な協議・調整を実施しました。あわせて、牛に近付かないこと等の注意事項を整理した資料を作成し、参加者への事前周知を徹底することで、安全かつ持続的に利用可能な環境整備を図りました。



出典：NPO 法人 ASO 田園空間博物館

## ②：本格導入に向けた準備

試行導入の結果を踏まえ、制度を恒常的かつ安定的に運用するための組織的・制度的枠組みを整備することが重要です。本項では、本格導入に向けた主な準備事項を解説します。

### (1) 関係機関との最終調整

- 制度の本格導入にあたっては、自治体、国、民間事業者等との調整を行い、収受・管理・使途実施・広報等に関する役割分担や責任範囲を最終的に確定します。

### (2) 財務・システムの運用体制整備

- 制度を安定的に運用するため、収受から管理、報告までを一体的に運用できる財務・システム体制を整備することが望ましいです。
  - 収受システム（現金・キャッシュレス）、会計処理、収支報告について、恒常運用を前提とした体制を構築します。
  - 制度の公正性・信頼性を確保するため、第三者または協議会等による監査体制を含めた収支管理・監査・報告の仕組みを整備することが有効です。
  - 年度ごとの収支・使途報告を行うことで、制度運用の透明性を高めることができます。
- 管理主体に関しては、以下の点に留意します。
  - 地方公共団体が制度を導入する場合、収受金額を一般財源とせず、特別会計や基金等で管理することが望ましいです。
  - 地方公共団体や法人格を有する組織以外が資金を扱う場合は、会計処理手順や報告責任をより明確に整理する必要があります。

### (3) 支払い者向けの証憑類の準備

- 支払い者が会計処理や税務申告を行う際に必要となる領収書や支払証明書等について、各制度に応じて適切に発行できるよう準備します。

## ① 入域料・利用料の場合

### 義務的な料金：計画・条例の制定

義務的な料金を導入する場合は、法的根拠を明確にするため、計画の策定（または改定）および条例の制定（または改正）を行うことが必要となります。計画と条例を相互に整合させ、制度の目的、仕組み、運用体制を明確に位置付けることが重要です。

#### （１） 計画策定時の留意点

計画を策定するにあたっては、以下の点を踏まえます。

| 留意点       | 内容                                    |
|-----------|---------------------------------------|
| 関連計画との整合性 | 地域振興計画、観光振興計画、環境基本計画、国立公園管理計画等との整合を確保 |
| 制度の位置付け   | 利用者負担制度を既存計画や要綱等に明記                   |
| 目的・成果指標   | 環境保全、利用の質向上等の目的と評価指標（収受率、満足度等）を設定     |

#### （２） 条例制定時の留意点

条例には、制度運用の透明性と予見可能性を確保するため、以下の事項を明記することが望ましいです。

- 収受対象・期間・金額
- 収受方法と用途
- 管理主体と監査体制
- 基金や特別会計による資金管理
- 収支報告と広報の仕組み

#### （３） 計画・条例双方に明記すべき事項

制度の公正性と信頼性を確保するため、計画および条例において以下の事項を明記することが望ましいです。

| 明記すべき事項 | 内容                       |
|---------|--------------------------|
| 監査体制    | 第三者監査や協議会による監査の実施方法と周期   |
| 報告義務    | 収支・用途・成果を年度ごとに報告・公表する仕組み |
| 改定手続    | 料金改定や制度見直しの手続            |

## 任意の協力金：条例の制定

任意の協力金についても、条例を制定するケースがあります。主な類型は以下の通りです。

### ア) 集めた協力金を管理するための条例

協力金を基金として管理するための条例を制定します。

例：山梨県「山梨県富士山吉田口県有登山道設置及び管理条例」

※基金設置に関する条例であり、収受自体は県の実施要綱に基づいて行われます。

### イ) 協力金の目的、収受方法、会計、使途等を総合的に扱う条例

協力金制度全体を包括的に規定する条例を制定します。

例：鹿児島県「世界自然遺産屋久島山岳部環境保全協力金条例」

※協力金の目的、収受方法、会計処理、使途などを総合的に定めています。

## ② 事業収入の一部寄付の場合

### 収受金額の監査体制整備

「事業収入の一部寄付」では、収受金額が事業者を経由するため、制度の透明性を確保することが重要です。条例等により制度を一律導入する場合は、事業者ごとの収受・納付状況を確認できる監査体制を整備することが望ましいです。

## 第3章 制度導入のステップと検討項目②

### Step4 : モニタリング・評価

モニタリングおよび評価は、制度が当初の目的をどの程度達成しているかを客観的に把握し、改善に向けた対応を検討するために重要な取組となります。評価指標は、環境改善効果、利用者満足度、収受金額等の成果指標を含め、定量的・定性的な観点の双方から設定することが効果的です。

制度の運用体制や日常的なオペレーションについても振り返りをし、継続的な改善に取り組むことが望ましいです。

#### (1) 制度導入の目的に沿った評価の実施

- 制度導入時に設定した目的や目標に照らし、達成状況进行评估します。目標未達の場合は、その要因について分析を行います。
- データ収集にあたっては、利用者アンケート、現地調査、収支報告等を組み合わせて実施することが望ましく、既存調査との連携や一体的な実施（統合実施）も有効です。特に、事前に寄付者の連絡先等を把握できる場合は、アンケートの回収率が比較的高くなる傾向があります。  
また、来訪者の分散効果を把握するため、周辺地域も評価対象に含めることが有効です。
- 分析にあたっては、定量データ（収受率、収入額等）と定性データ（利用者の意見等）を統合し、総合的に評価します。
- 必要に応じて、当初設定した指標に加え、制度導入による波及効果や副次的効果を把握するための新たな評価観点を設定します。

#### (2) 定期的な評価・報告

- 評価は、少なくとも年次で実施することが望ましいです。
- アンケート調査等を伴う詳細な評価は負荷が大きいため、試行導入時、制度導入開始時、制度更新・見直し時など、重要な節目に重点的に実施します。特に試行導入時は、評価結果を制度設計に反映できる余地が大きいため、丁寧な評価を行うことが重要です。
- 評価結果は、協議会や関係機関に報告するとともに、可能な範囲で対外的に公表することで、支払い者の理解や継続的な参画意欲の醸成につなげます。

#### 導入事例

##### 入域料・利用料

###### ▶ 大山隠岐国立公園 大山入山協力金

令和元年度に大山で実施された社会実験では、募金者の希望を尊重してアンケート調査の結果をもとに収受した協力金を充当する事業の内容および配分を決定し、ホームページ上で公表しました。

##### 事業収入の一部寄付

###### ▶ 阿蘇くじゅう国立公園 牧野保全料

ツアーへの参加者数および保全料の積み上げ状況について、継続的に把握しています。また、牧野ごとの収受状況から、広域にわたるエリア内の利用や収受の偏りをモニタリングしています。

## **(発展的な検討) 利用者の回避行動を見据えた地域内の受け皿整備**

- 特定の施設やエリアのみに利用者負担制度を導入する場合、利用者が当該施設を避けるといった回避行動が生じる可能性があります。
- 利用が集中する施設やエリアにおいては、意図的に利用者の分散を図ることも一つの選択肢ですが、分散した利用者を受け入れるための受け皿を地域内で整備することにより、地域全体としての消費額や滞在価値を維持・向上させることが可能です。
- 例えば、周辺施設や体験型コンテンツへの誘導を行うことで、地域全体での周遊や消費を促進する取組が考えられます。

## Step5 : 制度の改善・定着化

制度の改善は、モニタリングおよび評価結果を踏まえ、制度の目的達成度を高め、持続的な運用につなげる観点から実施します。制度内容の見直しにあたっては、特に「Step2 ④支払い対象者の設計」から「Step2 ⑤収受率・寄付率向上の工夫」までの項目を重点的に検討することが重要です。あわせて、透明性および公平性を確保しつつ、地域関係者との協議を経て進めることがポイントです。

### (1) モニタリング結果を踏まえた制度内容全般の再検討

モニタリング・評価により抽出された課題に応じて、計画フェーズで検討した各要素について、必要に応じて見直しを行います。具体的には、収受額、収受方法、インセンティブの内容、運用体制等について、制度の目的や実態との乖離が生じていないかを確認し、改善の方向性を整理します。

### (2) 改善策の合意形成

改善案については、協議会や関係機関との協議を経て決定することが重要です。あわせて、利用者や地域住民に対しても変更内容やその背景を分かりやすく説明し、適切な広報を行うことで、制度への理解と納得感の確保につながります。

#### 想定され得る課題と改善の例

| 制度類型        | 課題                        | 改善例  |
|-------------|---------------------------|--|
| 入域料<br>・利用料 | 収受方法が限定的で利便性が低く、利用者満足度が低下 | 多様なキャッシュレス決済に対応するとともに、通信環境を踏まえた現金収受も可能な体制を構築 |
|             | 収受金額が当初想定と大きく乖離           | 用途や配分、収受設定額の見直しを行い、関係者間で合意形成を図るとともに、広報方法を改善  |
|             | 制度導入により関係者の業務負担が増加        | 事務手続きや意思決定プロセスの簡素化、役割分担の再整理                  |
| 事業収入の一部寄付   | 制度導入後に既存サービスの利用者数や売上が減少   | 寄付額の見直しや、制度の趣旨・用途に関する説明・広報の強化                |

#### 導入事例

##### 入域料・利用料

###### ▶ 妙高戸隠連山国立公園 妙高山・火打山 自然環境保全協力金

利用者の少ない登山口での収受率向上が課題となっています。対策として、令和6年度から、暗い時間帯でも収受箱に気づきやすいよう、センサーライトを設置しました。

##### 事業収入の一部寄付

###### ▶ 阿蘇くじゅう国立公園 牧野保全料

ガイド間におけるスキルや意識のばらつきが課題となっています。対応策としてガイド講習の実施に加え、ガイドのスキルに応じた配置の仕組みづくりについて検討を進めています。

# 付録

## 事例一覧

本パートでは、既に利用者負担制度が導入されている地域・制度について、本ガイドラインで示した類型に基づき、一覧表として整理しています。

制度類型やエリア特性ごとに該当する事例を把握することで、自身の地域の特性に近く、参考となり得る地域・制度を検討する際の初期的な整理に活用してもらうことを目的としています。

なお、全事例を網羅した詳細な情報については、環境省において事例リストを整備しており、希望に応じて提供しています。必要に応じてご依頼ください。

お問い合わせ先：shizen\_kouen@env.go.jp

|      |         | エリア特性   |  |   |  |  |   |
|------|---------|---------|--|---|--|--|---|
|      |         | 広域      |  | 限定  |  |  |   |
|      |         | 山域      | その他  | 山域  | 島嶼   | その他                                    |   |
| 制度類型 | 入域料・利用料 | 義務的な料金  | 富士山入山料・通行料<br>(富士箱根伊豆国立公園/山梨県・静岡県)           | —   | カムイワッカ湯ノ滝のぼり<br>(知床国立公園/北海道)                                     | 宮島訪問税<br>(瀬戸内海国立公園/広島県)                | 乗鞍環境保全税<br>[駐車場料金]<br>(中部山岳国立公園/岐阜県)      |
|      |         | 任意の協力金  | 北アルプストレイルプログラム<br>(中部山岳国立公園/富山県・長野県・岐阜県・新潟県) | トイレチップ<br>(全国の国立公園)                             | 妙高山・火打山入域料<br>(妙高戸隠連山国立公園/新潟県)<br>大山入山協力金<br>(大山隠岐国立公園/鳥取県)      | 竹富島自然環境協力金<br>(西表石垣国立公園/沖縄県)           | 環境保全協力金<br>[市道小浜仁田峠循環線]<br>(雲仙天草国立公園/長崎県) |
|      | 一部寄付    | 事業収入の   | 阿蘇牧野協力金<br>(阿蘇くじゅう国立公園/熊本県)                  | TRAILGATEオリジナルグッズ<br>(三陸復興国立公園/青森県、岩手県、宮城県、福島県) | 稜線バタークッキー<br>(中部山岳国立公園/長野県)<br>アトサヌプリトレッキングツアー<br>(阿寒摩周国立公園/北海道) | —                                      | 川湯ビジターセンター[レンタル事業]<br>(阿寒摩周国立公園/北海道)      |
|      |         | ふるさと納税  | —  | —   | 天人峡温泉地区再生事業<br>(大雪山国立公園/北海道)                                     | サングのふるさと座間味村応援寄付金<br>(慶良間諸島国立公園/沖縄県)   | 田野畑むらづくり基金<br>(三陸復興国立公園/岩手県)              |
|      | その他寄付   | ファンディング | —  | —   | 「もろく崩れやすい山」利尻山における登山道整備プロジェクト<br>(利尻礼文サロベツ国立公園/北海道)              | シン保全活動構築プロジェクト「ツチガゼ」<br>(やんばる国立公園/沖縄県) | 水質調査を継続するプロジェクト<br>(阿寒摩周国立公園/北海道)         |
|      |         | 寄付      | —  | みちのく潮風トレイル 協力金<br>(三陸復興国立公園/青森県、岩手県、宮城県、福島県)    | 神戸登山プロジェクト<br>(瀬戸内海国立公園/兵庫県)                                     | —                                      | しれとこ 100 平方メートル運動の森・トラスト<br>(知床国立公園/北海道)  |

## 年間不足額の推計アプローチ

財源の確保・補完を検討するにあたっては、今後実施すべき維持管理活動を請負・委託により実施すると仮定し、その必要費用を積算することが、利用者負担制度により目指す収受金額を検討する上で重要となります。

年間不足額の推計方法は、以下のように整理することができます。（１）の推計方法が基本となりますが、費目ごとの必要費用の把握が難しい場合は、簡易的に（２）や（３）の手法を用いることも有効です。各公園の実態や把握可能なデータの状況に応じて、適切な手法を選択・組み合わせてご活用ください。

### （１） 施設管理に必要な予算額の計上と実際の予算額との差分による推計

- 施設の管理運営を行う上で必要な予算額と実際の予算額分を、不足額と見なして推計する方法です。
- 費目ごとの必要費用を積み上げることで、実態に即した不足額の算出が可能です。
- 各費目のうち、維持管理人材費用、維持管理資材にかかる費用は以下の方法で推計できます。
  - **維持管理人材費用**
    - ✓ 本来的に必要な人員数と人件費単価を乗じる方法で推計します。
    - ✓ その際、人員数の設定根拠を明確にしておくことが重要です。
  - **維持管理資材等にかかる費用**
    - ✓ 特定の資材や作業内容について、必要数量と単価に基づき費用を算出し、各資材や作業に必要な費用を足して推計します。

### （２） 類似維持管理事例の費用実績額を参考とした推計

- 維持管理が不足する区間や特定区域における不足額を算出する上で、類似事例の費用実績額を参照して推計を行う方法です。
- 該当地域における維持管理費用に関するデータが限定されていても推計が可能ですが、対象事例の選定は適切に行う必要があります。

### （３） 費用項目の分解（例：工事原価＋一般管理費）による推計

- 本来的に必要な維持管理事業費には、工事原価に加え、光熱費や人件費等を含む一般管理費が必要となります。
- 工事原価のみが計上されている場合に、一般管理費相当分を不足額と見なす推計方法です。
- 工事原価が把握できていれば、国土交通省「公共建築工事共通費積算基準」に示される一般管理費率を参考に、簡易に算出することが可能です。

## 計算例

### 推計内容 甲地域における登山道の維持管理費用の不足額

#### 甲地域の登山道維持管理に必要な金額（推計額）

##### A 草刈、倒木除去等（計 195.5 万円）

- 人件費（2万×5人工×10日） = 100 万円
- 資材燃料費（20 万円）
- 交通費（10 万円）
- 宿泊費（1万×5人工×8日） = 40 万円
- 一般管理費（15%） = 25.5 万円

##### B 土壌侵食の補修、植生復元（計 115 万円）

- 人件費（2万円×3人工×10日） = 60 万円
- 資材費（20 万円）
- 交通費（5 万円）
- 宿泊費（1万×3人工×5日） = 15 万円
- 諸経費（15%） = 15 万円

#### 甲地域において協議会を構成し登山道維持に捻出している予算

C 国による維持管理委託：100 万円

D 自治体による負担金：100 万円

#### 甲地域における年間不足額（推計額）

##### ■ 110.5 万円

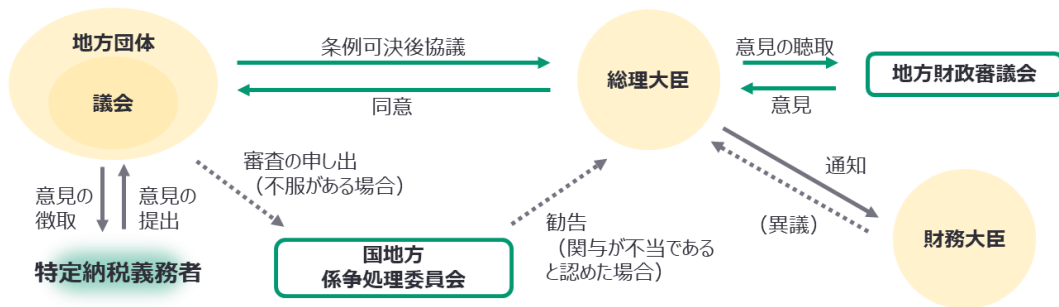
- 必要額（A 195.5 万円 + B 115 万円） - 予算額（C 100 万円 + D 100 万円） = 110.5 万円

## 法定外税新設等の手続き

法定外税新設等の手続きとしては、まず地方団体が課税の目的や納税義務者、税率、徴収方法、使途、施行期日等を定めた条例案を策定し、議会で可決する必要があります。

次に、総務省との協議に入り、総務大臣の同意が得られると、新税として徴収できるようになります。

なお、2000年の地方分権一括法により、法定外税の新設は総務省の「許可制」ではなく「協議・同意制」に変更されました。総務省は、①他の税と同じ課税標準で、かつ住民へ過度な負担がかかる、②地方団体間の物流を阻害する、③国の経済政策に合致しない、という3点に抵触しない限り、同意しなければなりません。



次のいずれかが該当すると認める場合を除き、総務大臣はこれに同意しなければならない。(地方税法第 261 条、第 671 条、第 733 条)

- ① 国税または他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること
- ② 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること
- ③ ①及び②のほか、国の経済施策に照らして適当でないこと

※総務資料より

### 法定外税の制度設計のポイント

法定外税の新設を検討する地方団体には、入念な事前対応が求められます。

下表に、法定外税の制度設計のポイントを整理しました。

| 留意点     | 内容   |
|---------|--|
| 使途      | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ あえて新たな税目を設けてまで充足を図る行政需要とは何か（他の税目で対応できないか）</li> <li>■ 必要性や緊急性はどの程度か</li> <li>■ 需要を満たすための具体的な施策や事業、期待される効果は何か等</li> </ul>   |
| 課税対象    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 宿泊や駐車など課税の対象となる行為（課税客体）が域内に十分存在していること</li> <li>■ 課税客体や税率が消費税など他の税目と重複していないこと</li> <li>■ 課税対象の選定根拠（課税原則に則り、相応の合理性があるか）</li> </ul> <p>&lt;応益負担原則&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 来訪者も当該自治体が運営する交通機関や水道・道路等のインフラ、ゴミ処理や治安維持等の公共サービスから恩恵を受けているという考え方</li> </ul> <p>&lt;原因者負担原則&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 対応が必要な渋滞や騒音等の発生原因が来訪者にあるという考え方</li> </ul> |
| 税率・税額   | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 定額制か定率制かの選択</li> <li>■ 応能負担原則に基づき累進制を採用するか、免除の対象の設定</li> </ul>  |
| 課税主体    | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 都道府県と市町村のどちらが課税するか。同種の税を両者が導入しようとする場合、二重課税の問題が発生する</li> </ul>   |
| 関係者への影響 | <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 新税導入がビジネスに及ぼす影響（税負担を回避するため観光客が別の観光地に流れるのではないかと懸念）</li> <li>■ 特別徴収義務者の負担。当該主体との調整</li> </ul>   |

## 導入事例

### 課税対象の選定における「応益課税」と「原因者課税」の考え方

#### ～広島県廿日市市「宮島訪問税」を事例として～

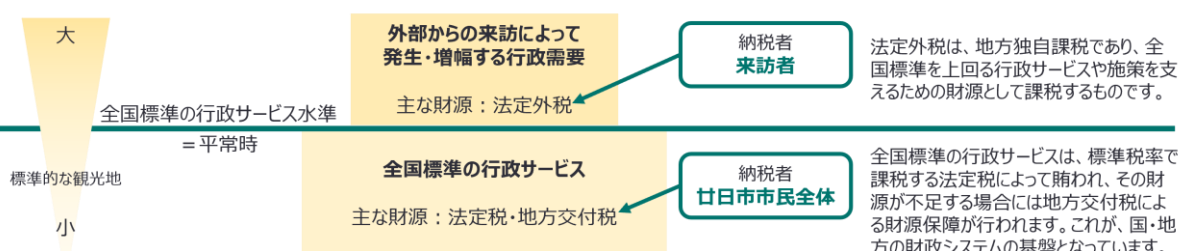
地方税の課税対象は特に慎重な検討が求められます。その際、選定根拠が課税原則に則り合理性があるか、住民を対象に含めるかが論点になることがあります。

広島県廿日市市では、平成20年度および平成27～28年度の過去2回にかけて、**<法定外目的税による応益課税>**を前提として検討を進めたものの、毎日のように往来する島民や通勤通学者等に対して、どの程度受益があるのか説明ができない中で理解を求めるといった点が導入にあたっての大きな課題となり、導入に至りませんでした。しかし、令和元年～令和2年の3回目の検討において、新たに**<原因者課税>**での検討を加え、宮島町民等を除く訪問者に負担を求める制度として導入に至りました。

|       | 【応益課税の制度設計】<br>行政サービスからの受益に対する課税   | 【原因者課税の制度設計】<br>増幅する行政サービスを供給するに至った原因に対する課税  |
|-------|--|--|
| 制度の骨格 | 特定の目的として、「世界遺産を擁する宮島の自然・歴史・文化を守り」、次世代に継承していくとともに、「観光地としての質的向上」と「歴史・文化の継承の主な担い手である島民の暮らしを支える」ための施策に必要な費用について、その <b>受益のある宮島へ入域した者全員</b> に負担を求めるもの                                    | 宮島への多くの観光客等の来訪によって発生し、又は増幅する行政需要への対応に必要な費用の一部について、その行政需要を発生・増幅させた原因者である訪問者に応分の負担を求めるもの               |
| 種類    | <b>法定外目的税</b><br>※宮島の自然・歴史・文化の保全、観光地の質的向上など特定の目的のための施策に充てる   | <b>法定外普通税</b><br>※外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要は、必ずしも観光等に限定されることなく多岐にわたるため、普通税で構築する。ただし、毎年の予算・決算で活用事業を議会に説明 |
| 課税客体  | 船舶により宮島へ <b>入域</b> する行為  | 船舶により宮島へ <b>訪問</b> する行為  |
| 納税義務者 | 旅客船、個人船の全ての船舶を利用して宮島へ <b>入域</b> する者（個人）<br>⇒ <b>島民や通勤通学者を含む全員に課税</b>   | 船舶により宮島へ <b>訪問</b> する者（個人）<br>⇒ <b>島民や通勤通学者を除いた来訪者</b>   |
| 検討内容  | 毎日のように往来する宮島地域住民や通勤通学者等（以下、「宮島町民等」）にとって、<br>（1） 宮島の自然・歴史・文化を守り、次世代に継承していくための施策<br>（2） 観光地としての質的向上を図っていくための施策<br>が、どの程度受益があるかを説明できない中で、宮島町民等は帰宅、通勤・通学等の度になぜ税を支払わなければならないか等、理解が得られない | 外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要を補う目的で、訪問者に負担を求める一方で、宮島町民等は対象から除く  |
| 結果    | <b>導入見送り</b>   | <b>導入に至る</b>   |

### 地方税等と法定外税の位置・特性の関係及び法定外税の課税根拠

- 世界遺産を擁する宮島では、国際観光地としての受け入れ環境の整備が求められ、宮島地域以外の外部からの来訪によって発生・増幅する行政需要は全国標準を上回る行政サービスとなっています。
- 多くの来訪によって発生・増幅する行政需要は、多くを市民全体が負担していますが、将来にわたって安定的、継続的に対応するためには、来訪者にもその一部の負担を求める構造に切り替える必要があります。



## キャッシュレス決済の導入

支払方法においては、現金だけでなくキャッシュレス決済への対応などにより、幅広い方法を用意することで、利用者の利便性を高めることが望ましいです。一方で、対価を伴わない協力金等へのキャッシュレス決済に対しては、「資金決済に関する法律（資金決済法）」等による規定と制限があるため、注意が必要です。

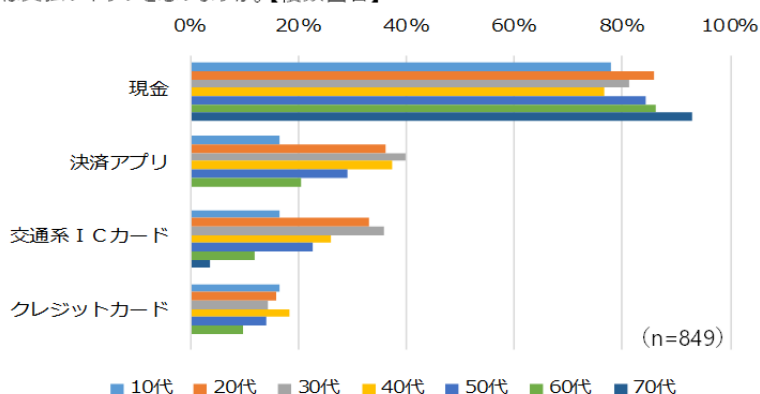
本パートでは、大山隠岐国立公園や中部山岳国立公園で実施された支払方法に関する意向調査と、導入時に留意すべき法的規定について紹介します。

### （１）支払方法への利用者の意向①：大山隠岐国立公園「大山山頂トイレチップ協力金調査」

令和元年に大山隠岐国立公園の大山山頂トイレチップ協力金調査で支払いやすい方法を尋ねた結果、「現金」が 81.5%、「決済アプリ」が 31.9%、「交通系 IC カード」が 25.3%、「クレジットカード」が 14.5%となりました。年齢別にみると、「決済アプリ」は 20～40 代、「交通系 IC カード」は 20～30 代のそれぞれ 4 割程度が支持し、現金以外の収受は比較的若年層に支持されていることが示唆されました。

決済アプリや交通系 IC カード等による現金以外での収受は、長期的には、収受率の向上や収受に係るコストの削減に資すると期待されます。

Q. 大山山頂の水洗トイレを適切に維持管理するために、仮設トイレ利用者にその経費の一部を負担していただくような募金について、どのような支払方法があれば支払いやすいと思いますか。【複数回答】



### （２）支払方法への利用者の意向②：中部山岳国立公園「北アルプストレイルプログラム」

令和 3 年に中部山岳国立公園の北アルプストレイルプログラムで支払いやすい方法を尋ねた結果、「寄付金箱に現金で」が 58.0%、「スマートフォン（決済アプリ等）」が 51.0%、「電子マネー（交通系 IC カード等）」が 41.9%、「クレジットカード」が 39.6%となりました。

Q. 今後、北アルプス南部地域で登山をする時、寄付金を支払いやすい方法をお選びください。【複数回答】

|                  | 全体<br>(n=1,827) | 登山前<br>(n=892) | 登山中<br>(n=234) | 下山後<br>(n=160) | いつでも<br>(n=521) | その他<br>(n=20) |
|------------------|-----------------|----------------|----------------|----------------|-----------------|---------------|
| 寄付金箱に現金で         | 58.0%           | 55.8%          | 76.9%          | 46.9%          | 57.8%           | 25.0%         |
| スマートフォン（決済アプリ等）  | 51.0%           | 52.8%          | 34.6%          | 51.9%          | 55.7%           | 30.0%         |
| 電子マネー（交通系ICカード等） | 41.9%           | 40.8%          | 30.8%          | 42.5%          | 48.9%           | 30.0%         |
| クレジットカード         | 39.6%           | 33.4%          | 25.2%          | 45.0%          | 54.7%           | 50.0%         |
| 係員に現金で           | 37.1%           | 46.1%          | 31.6%          | 28.8%          | 27.1%           | 25.0%         |
| 口座振込             | 5.5%            | 3.5%           | 2.6%           | 6.9%           | 9.4%            | 15.0%         |
| デビットカード          | 2.6%            | 1.8%           | 1.7%           | 1.9%           | 4.6%            | 0.0%          |
| その他              | 2.3%            | 2.5%           | 1.3%           | 1.3%           | 1.9%            | 25.0%         |

### (3) 協力金等へのキャッシュレス決済導入の注意点：前払式支払手段の法的規定

キャッシュレス決済サービスは、後払いのクレジット、即時払いのデビット、前払いのプリペイドに分けられます。

このうち、非接触型 IC カードを利用した電子マネーは「前払式支払手段」にあたり、資金決済に関する法律（資金決済法）第三条により規定されます。同法において、前払式支払手段は以下の通り定義されます。

#### 「資金決済に関する法律」（抜粋）（平成二十一年法律第五十九号）

（定義）

第三条 この章において、「前払式支払手段」とは、次に掲げるものをいう。

一 証票、電子機器その他の物（以下この章において「証票等」という。）に記載され、又は電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。以下この項において同じ。）により記録される金額（金額を度その他の単位により換算して表示していると認められる場合の当該単位数を含む。以下この号及び第 3 項において同じ。）に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される金額に応ずる対価を得て当該金額の記録の加算が行われるものを含む。）であって、その発行する者又は当該発行する者が指定する者（次号において「発行者等」という。）から物品を購入し、若しくは借り受け、又は役務の提供を受ける場合に、これらの代価の弁済のために提示、交付、通知その他の方法により使用することができるもの

二 証票等に記載され、又は電磁的方法により記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て発行される証票等又は番号、記号その他の符号（電磁的方法により証票等に記録される物品又は役務の数量に応ずる対価を得て当該数量の記録の加算が行われるものを含む。）であって、発行者等に対して、提示、交付、通知その他の方法により、当該物品の給付又は当該役務の提供を請求することができるもの

（資金移動業者の登録）

第三十七条 内閣総理大臣の登録を受けた者は、銀行法第 4 条第 1 項及び第 47 条第 1 項の規定にかかわらず、資金移動業を営むことができる。

このため、前払式支払手段は、寄付のような物品の購入や借り受け、役務の提供を伴わない単なる資金の移動には使用できないものと考えられています。

この資金の移動に使用する際には、同法三十七条より、事業者が内閣総理大臣に対し資金移動業者の登録をすることが必要となります。

## アンケート調査の手法

### (1) アンケート調査手法

利用者に対するアンケート調査の具体的な調査手法は、訪問者を対象とした現地実施・現地記入のアンケート調査、訪問者を対象とした現地実施・郵送のアンケート調査に分類されます。

一般市民を対象としたアンケート調査は、近年まではほとんど行われていませんでしたが、最近ではインターネットを通じたWEBアンケート調査が広く行われるようになってきています。

それぞれの調査手法に特徴があるため、地域の特性や状況に応じて適宜選択することが必要です。必要に応じて、複数の手法を組み合わせることも可能です。

#### 想定される調査手法

| 調査手法            | 特徴    |                         |
|-----------------|-------|-------------------------|
| 現地実施・記入のアンケート調査 | 調査対象者 | 観光・レクリエーション利用等を目的とした訪問者 |
|                 | 費用    | 高い（人件費・交通費・宿泊費等）        |
|                 | 設問数   | 少なくする必要あり               |
|                 | 設問内容  | 比較的複雑な内容も聴取可能           |
|                 | 回収率   | 高い                      |
|                 | その他   | アンケート調査開始の直前まで修正可能      |
| 現地実施・郵送のアンケート調査 | 調査対象者 | 観光・レクリエーション利用等を目的とした訪問者 |
|                 | 費用    | 中程度（封筒印刷代・郵送代）          |
|                 | 設問数   | ある程度多くすることも可能           |
|                 | 設問内容  | 比較的複雑な内容も聴取可能           |
|                 | 回収率   | 中程度                     |
|                 | その他   | 料金受取人払郵便の手続きには時間が必要     |
| WEBアンケート調査      | 調査対象者 | 一般市民（様々な要望に対応可能）        |
|                 | 費用    | 高い                      |
|                 | 設問数   | ある程度設問数を多くすることも可能       |
|                 | 設問内容  | 複雑な設問は不可                |
|                 | 回収率   | 低い                      |
|                 | その他   | 入力作業は必要なく、データとして納品される   |

## (2) 目標回収数

目標回収数については、調査実施者が「許容できる標本誤差」の範囲を決定したうえで検討します。

例えば、標本誤差 3%となるような標本数が回収できた場合、ある質問に対する賛成意見が 55%という結果になったとしても、賛成意見の信頼区間は 55%±3%の 52%～58%の間になると考えられます。

許容できる標準誤差を 5%以内に設定する場合は、表の通り約 400 程度の標本数が必要となります。

### 必要標本早見表

| 母集団数 (N)   | 許容できる標本誤差 |       |         |       |       |
|------------|-----------|-------|---------|-------|-------|
|            | 1%の場合     | 2%の場合 | 2.5%の場合 | 3%の場合 | 5%の場合 |
| 1,000      | 906       | 707   | 607     | 517   | 278   |
| 5,000      | 3,289     | 1,623 | 1,176   | 880   | 357   |
| 10,000     | 4,900     | 1,937 | 1,333   | 965   | 370   |
| 50,000     | 8,057     | 2,292 | 1,491   | 1,045 | 382   |
| 100,000    | 8,763     | 2,345 | 1,514   | 1,056 | 383   |
| 500,000    | 9,424     | 2,390 | 1,532   | 1,065 | 384   |
| 1,000,000  | 9,513     | 2,396 | 1,535   | 1,066 | 385   |
| 2,000,000  | 9,559     | 2,399 | 1,536   | 1,067 | 385   |
| 10,000,000 | 9,595     | 2,401 | 1,537   | 1,067 | 385   |

## (3) アンケート調査票例

アンケート調査の調査票の内容は、地域の実情や課題によって異なりますが、利用者負担制度の導入にあたっては、制度導入への賛否、希望する用途、支払っても良いと思う金額、利用者の属性等について把握できるような内容とすることが望ましいです。

次のページでは、実際に令和 6 年度に実施された妙高山・火打山に自然環境保全のための協力金に関するアンケート調査において用いられた調査票を参考に掲載しています。

|                  |           |
|------------------|-----------|
| 回収日： 月 日 時 分 天気： | 笹ヶ峰・燕 No. |
|------------------|-----------|

## 妙高山・火打山の自然環境保全のための協力金に関するアンケート

妙高市では、妙高山・火打山の美しい自然を保全し、持続的に利用するために係る費用の一部を登山者の皆様にもご負担いただく仕組み（入域料）を導入しています。

この調査は、次期地域計画（R7～R11）の策定に伴う協力金に対する皆様のご意見をお伺いすることを目的に実施しております。回答結果は集計されたもののみを用いますので、個別の回答内容が公表されることはありません。どうぞアンケートへのご協力をお願いいたします。

妙高市環境生活課 豊田、小山 MAIL: kankyokaigi@city.myoko.niigata.jp TEL0255-74-0033

### 入域料（任意の協力金）の取組についてお答えください

問1 妙高山・火打山では、自然環境保全のための協力金（入域料の取組）を令和2年度から本格実施していますが、本取組が実施されていることを知っていましたか。（1つだけ）

|                  |                  |
|------------------|------------------|
| ① 知っていて協力したことがある | ② 来る前から知っていた     |
| ③ 来る道中・来てから知った   | ④ いま初めて知った（→問3へ） |

問2 入域料のことをどこで知りましたか。（いくつでも）

|         |          |            |               |                |
|---------|----------|------------|---------------|----------------|
| ① 妙高市HP | ② 環境会議HP | ③ YAMAP HP | ④ ヤマケイオンラインHP |                |
| ⑤ 妙高市報  | ⑥ 新聞     | ⑦ 駅        | ⑧ バス          | ⑨ 妙高高原ビジターセンター |
| ⑩ 宿泊施設  | ⑪ 登山口    | ⑫ 知人       | ⑬ その他（_____）  |                |

問3 入域料を支払いましたか。（1つだけ）

|        |                 |
|--------|-----------------|
| ① 支払った | ② 支払わなかった（→問5へ） |
|--------|-----------------|

問4 入域料を支払った理由は何ですか。（いくつでも）

|                 |                       |
|-----------------|-----------------------|
| ① 趣旨に賛同したから     | ② 登山者として当然だと思ったから     |
| ③ 収受している係員がいたから | ④ 強制だと思ったから           |
| ⑤ 記念品がもらえるから    | ⑥ 観光施設で割引サービスを受けられるから |
| ⑦ その他（_____）    |                       |

→問6へ

問5 入域料を支払わなかった理由は何ですか。（いくつでも）

|                     |                      |
|---------------------|----------------------|
| ① 趣旨に賛同できなかったから     | ② 登山者が支払う必要はないと思ったから |
| ③ 収受している係員がいなかったから  | ④ 任意の協力金だから          |
| ⑤ 細かいお金がなかったから      | ⑥ 金額（500円）が高いから      |
| ⑦ 気付かなかったから         | ⑧ 使い道がわからなかったから      |
| ⑨ 別に料金やトイレチップを支払うから | ⑩ 記念品が魅力的でなかったから     |
| ⑪ 現状に満足しているから       | ⑫ その他（_____）         |

### 今後の妙高山・火打山における協力金のあり方について考えをお聞かせください

問6 登山道などの施設の適切な管理や自然環境保全のために、登山者が協力金を支払うことをどう思いますか。（1つだけ）

|                 |                |            |
|-----------------|----------------|------------|
| ① 原則登山者全員が支払うべき | ② 協力したい人が支払うべき | ③ 支払う必要はない |
|-----------------|----------------|------------|

問7 現在1人あたり500円(返礼品がピンバッジ希望の場合は1,000円)の協力をお願いしておりますが、あなたは1人いくらまでなら協力しても良いと思いますか。(1つだけ)

|           |          |                   |          |
|-----------|----------|-------------------|----------|
| ① 協力したくない | ② 100円   | ③ 300円            | ④ 500円   |
| ⑤ 700円    | ⑥ 1,000円 | ⑦ 1,500円          | ⑧ 2,000円 |
| ⑨ 2,500円  | ⑩ 3,000円 | ⑪ 3,001円以上 ( ) 円) |          |

問8 どのような使い道のためであれば協力しても良いと思いますか。(いくつでも)

|                       |                         |
|-----------------------|-------------------------|
| <b>1. 登山道について</b>     |                         |
| ① 登山道の整備(木道化・刈り払い等)   | ② ビューポイントの整備(展望台等)      |
| ③ 新規登山道の開設(高妻山・三田原山等) | ④ 登山道のトイレ整備(携帯トイレブース含む) |
| ⑤ 案内板や解説板の整備          | ⑥ 登山道脇の植生回復             |
| <b>2. ライチョウについて</b>   |                         |
| ⑦ 生態や分布状況等の調査・研究      | ⑧ 生息環境の保全(捕食者の駆除含む)     |
| ⑨ 案内板や解説板の整備          |                         |
| <b>3. その他</b>         |                         |
| ⑩ 希少な植物の保全            | ⑪ 外来種の侵入防止対策            |
| ⑫ 高山性蝶の保全             | ⑬ ライチョウ以外の動物の保護         |
| ⑭ 湿原の保全               | ⑮ 山小屋の整備                |
| ⑯ その他 ( )             |                         |

問9 どのような支払方法が支払いやすいと思いますか。(いくつでも)

|            |                   |                   |      |
|------------|-------------------|-------------------|------|
| ① 交通系ICカード | ② クレジットカード(カード決済) | ③ 決済アプリ(PayPayなど) | ④ 現金 |
|------------|-------------------|-------------------|------|

**最後に、今回の登山及びあなた自身についてお答えください**

問10 今回の登山及びあなた自身についてお聞かせください。

● 今回の登山について

|                      |   |
|----------------------|---|
| 登山開始日・時間             | 月 日 / 午前・午後 時ごろ   |
| 登山開始地点               | ① 笹ヶ峰 ② 燕温泉 ③ 新赤倉 ④ その他 ( )   |
| 山頂到達の有無              | ① 妙高山山頂 ② 火打山山頂 ③ 妙高山・火打山山頂両方 ④ どちらもなし  |
| 山小屋・テント宿泊            | ① なし ② あり ( ) 泊   |
| 登山形態                 | ① 個人やグループによる登山 ② 旅行会社の団体登山 ③ その他の団体登山   |
| 登山前閲覧した媒体<br>(いくつでも) | ① 書籍・パンフレット ② 妙高市HP ③ 環境会議HP ④ 妙高観光ナビ<br>⑤ ヤマケイサイトHP ⑥ YAMAP HP ⑦ ヤマノHP ⑧ ⑤⑥⑦以外の登山関連サイト<br>⑨ SNS・個人ブログ ⑩ 旅行会社 ⑪ 観光案内所 ⑫ その他 ( ) |

● あなた自身について

|                                      |   |    |    |      |      |      |
|--------------------------------------|---|----|----|------|------|------|
| 性別                                   | ① 男 ② 女   | 年齢 | 歳代 | お住まい | 都道府県 | 市区町村 |
| 登山頻度                                 | ① 年に1回未満 ② 年に1回程度 ③ 年に2~5回 ④ 年に6回以上   |    |    |      |      |      |
| 妙高山・火打山の登山経験                         | ① 初めて ② 2~5回 ③ 6回以上 ( ) 回   |    |    |      |      |      |
| この1年間の妙高火打山登山経験                      | ① 初めて ② 2回 ③ 3回 ④ 4回以上 ( ) 回  |    |    |      |      |      |
| この1年間の妙高山・火打山登山の時期<br>(いくつでも) ※今回を除く | <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;">↓</div> <div>           ① 冬(11~3月) ② 春(4~6月) ③ 7月<br/>           ④ 8月 ⑤ 9月 ⑥ 10月         </div> </div> |    |    |      |      |      |

問11 今回の登山で満足した点、改善した方が良くと思う点がございましたら、教えてください。

以上で終了です。長時間にわたりご協力ありがとうございました。



## 国立公園における利用者負担制度導入のためのガイドライン

Ver.1.0 環境省自然環境局国立公園課

住所：〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

電話：03-3581-3351(代表)

発行：環境省自然環境局国立公園課